

令和8年3月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和8年3月26日（木）午前10時15分～午前11時50分

2. 場 所

河内長野市役所8階 801（西）会議室

3. 出席委員

小川教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員、河野委員、小山委員

4. 3月定例教育委員会会議録署名委員

教育長、嘉名教育長職務代理者、小山委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、生田教育推進部理事、山崎教育総務課長、篠崎学校教育課長、小池学校教育課参事、西川学校教育課参事、濱田社会教育第1課長、山本社会教育第2課長、太田社会教育第2課参事、松村教育総務課長補佐、都志教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

小川教育長

ただいまより教育委員会会議を開催いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、令和8年3月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

小川教育長

前回の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。
特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

小川教育長

3月の会議の会議録の署名は、私のほかに嘉名教育長職務代理者と小山委員
にお願いします。

嘉名教育長職務代理者、小山委員

了解しました。

(3) 教育長報告

小川教育長

次に教育長報告にうつります。

令和8年2月24日から令和8年3月25日までの間の活動、主なものを申
し上げます。

まず2月24日火曜日は、定例教育委員会会議に出席しました。架け橋プロ
グラムプロジェクト委員会に出席しました（キックス）。

2月25日水曜日は、局部長会議に出席しました。日本遺産「中世に出逢え
るまち」意見交換会に出席しました。

2月26日木曜日は、エグゼクティブ研修に出席しました。文部科学大臣表彰
授賞にかかる市長表敬訪問に同席しました（大谷氏）。

2月27日金曜日は、長野高校卒業式に出席しました。市議会本会議に出席
しました。教育委員会表彰式に出席しました。スペランツァ大阪2026シーズン激励
会に出席しました（スイスホテル南海大阪）。

2月28日土曜日は、歴史探偵ファンミーティングを視察しました（ラブリーホー
ル）。

3月1日日曜日は、河川一斉清掃に参加しました。スペランツァ大阪キックオフカ
ンファレンスを視察しました（キックス）。

3月2日月曜日は、校長会に出席しました。文化財保護審議会に出席しました。

3月4日水曜日は、春の全国交通安全運動実施に伴う合同連絡協議会に出席しました。

3月5日木曜日は、社会教育委員会議に出席しました。

3月8日日曜日は、長野総合スポーツクラブみんなのスポーツフェスタを視察しました（長野中学校）。

3月10日火曜日は、市議会本会議に出席しました。

3月11日水曜日は、市議会本会議に出席しました。

3月12日木曜日は、都市環境・経済常任委員協議会に出席しました。

3月13日金曜日は、長野中学校卒業式に出席しました。

3月14日土曜日は、森教育振興会文化講演会に出席しました（モリ工業株）。

3月16日月曜日は、総務福祉教育常任委員会に出席しました。清教学園高校卒業式に出席しました。

3月17日火曜日は、予算常任委員会に出席しました。

3月18日水曜日は、石仏小学校卒業式に出席しました。

3月19日木曜日は、予算常任委員会に出席しました。

3月20日金曜日は、スペランツァ大阪河内長野市民デーを視察しました（Jグリーン堺）。

3月23日月曜日は、加賀田小学校・公民館複合化オープニングセレモニーに出席しました。予算常任委員会に出席しました。

3月25日水曜日は、局部長会議に出席しました。庁議に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

小川教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

小山委員

加賀田中学校の卒業式に出席しました。

エグゼクティブ研修に出席しました。工藤勇一先生の研修を拝聴しました。

河野委員

東中学校の卒業式に出席しました。

大矢委員

西中学校の卒業式に出席しました。南花台小学校の卒業式に出席しました。加賀田小学校と加賀田公民館の複合化のオープニングセレモニーに出席しました。

嘉名委員

美加の台中学校の卒業式に出席しました。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 議事 (要旨)

小川教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第7号「時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2号に規定する部署の指定について」説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第7号「時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2号に規定する部署の指定について」ご説明いたします。

議案書は、3 ページから 4 ページを、議案説明資料は、3 ページから 5 ページをお願いします。本件につきましては、河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定により、教育委員会事務局の職員の中で、本庁で従事する職員に対して公務のために時間外勤務命令を行う場合は、上限の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずることとなっています。その中で、業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務である他律的業務の比重が高い部署においては、公務のために職員に対して原則の上限を超えて時間外勤務命令を行う場合に、任命権者の指定が必要となることから、この指定を行うものです。時間外勤務の上限につきましては、原則月 4 5 時間以下並びに年間 3 6 0 時間以下となっていますが、他律的業務の比重が高い部署においては、任命権者の指定により、月 1 0 0 時間未満、年間 7 2 0 時間以下、2 ～ 6 箇月平均 8 0 時間以下、月 4 5 時間超は年 6 箇月までの上限となっています。他律的業務の比重が高い部署としまして、教育総務課、学校教育課の 2 課を指定するものです。業務内容につきましては、教育総務課は、人事業務、設計・監理業務、学校教育課は、学校指導・運営業務となっています。指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までです。説明は以上でございます。ご審議のうえご承認賜りますようによろしくお願いいたします。

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 7 号「[「時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する部署の指定について]」を承認といたします。

小川教育長

議案第 8 号「労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定について」説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第 8 号「労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定について」ご説明いたします。議案書については 5 ページ、議案説明資料については 6 ページから 9 ページをお願いいたします。本件につきましては、教育委員会事務局の会計年度任用職員を含む職員の内、「本庁以外」の事業所で従事する職員に対して公務のために時間外勤務命令を行う場合は、原則事業所ごとに時間外勤務を命ずる必要のある職員の過半数を代表する職員と、労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定を締結し、市長へ届出を行う必要があります。このため事業所ごとに、労使間の協議の進捗程度により協定期間がそれぞれ異なることとなり、また、締結内容を即時に有効化させる必要があることから、協定の締結に関しては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 2 5 条第 1 項及び「教育長に対する事務委任等に関する規則」第 3 条第 1 項の規定により、教育長に臨時に代理させる旨、事前に議決を求めるものでございます。代理期間につきましては、令和 8 年 4 月協定締結日から令和 9 年 3 月協定締結分までとし、対象事業所につきましては、議案説明資料 6 ページの下段の表に記載のとおりです。なお、各事業所との協定が締結されましたら、その内容等につきまして定例教育委員会会議において報告案件としてご報告させていただきます。説明につきましては以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 8 号「労働基準法第 3 6 条に基づ

く労使協定について」を承認といたします。

小川教育長

議案第 9 号「組織機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第 9 号「組織機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」ご説明させていただきます。議案書につきましては、6 ページから 8 ページを、議案説明資料につきましては 10 ページから 13 ページをお願いいたします。本件につきましては、令和 8 年 4 月 1 日に組織機構改革の実施が予定されています。これに伴いまして、関係する規則を改正するものです。改正の概要といたしましては 3 点ございます。1 教育推進部に教育監を設置する。2 学校教育課「学校ハビリテーションルーム準備グループ」を「学校ハビリテーション（学校作業療法）グループ」に名称を変更する。3 市史編さんグループを社会教育第 2 課に新設するものです。改正する規則といたしまして、河内長野市教育委員会事務局組織規則・河内長野市教育委員会事務決裁規則の 2 つの規則が対象となっています。なお、本規則の施行につきましては、令和 8 年 4 月 1 日を予定しています。説明につきましては、以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小川教育長

私から補足させていただきます。昨年 4 局制を敷いた大規模な組織機構改革があり、1 年経過しましたが、市長部局の成長戦略局成長戦略部があまりにも事務が多く、また、さまざまなプロジェクトが始動していることから成長戦略部を 2 つの部に編成することとなっています。

教育委員会では学校教育課学校ハビリテーションルーム準備グループを学校ハビリテーション（学校作業療法）グループに名称変更、社会教育第 2 課に市史編纂グループを新設、また、教育監の設置でございます。市長と機構改革について協

議をする中で教育監を設置できないかという議論になりました。教育行政が多岐にわたるため、教育長だけではその専門性を十分にカバーしきれないということで、教育監をおく市町村が多くなっています。これは行政職出身の教育長の自治体に多いかと思って調べますと、そうでもなく、実はほとんどの市で教育監を設置しているか、規模の大きい自治体ですと、学校教育部長や教育指導部長があるという実態もわかりました。令和8年度から教育大綱がスタートするタイミングで、教育監を設置したいと思っています。教育推進部理事の名称が変わるだけになります。しかし、この名称を変えることは非常に大事で、ひとつは教育大綱を推進する上で、体制を強化してやっていくという意思表示もあります。また、理事という言葉が実は典型的な役所用語で私立学校の学校法人の方からしますと、理事といいますと経営側になると誤解をされることもあります。教職員の棟梁として教育監という名の冠する役職名にしたいと考えています。権能・権限につきましては、事務局では部長が最終の決裁をするということで今までとはかわりませんが、このような趣旨で対外的なことも含めて変更したいと思います。ですので、教育監が増員されるということではありません。

教育監の設置とは異なりますが、今回指導主事は増員されることとなり、学校教育課の体制を強化することができました。

補足説明は以上になりますが、ご質問・ご異議等ございませんでしょうか。

小川教育長

それではご異議等がないようですので、議案第9号「組織機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」を承認いたします。

小川教育長

議案第10号「組織機構改革に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程の制定について」説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第10号、「組織機構改革に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程の制定について」ご説明させていただきます。議案書につきましては9ページから1

1 ページを、議案説明資料につきましては、14 ページから 16 ページをお願いいたします。本件につきましても、令和 8 年 4 月 1 日に組織機構改革の実施が予定されています。これに伴いまして、関係する規程を改正するものです。改正の概要といたしましては 3 点ございます。1 教育推進部に教育監を設置する。2 学校教育課「学校ハビリテーションルーム準備グループ」を「学校ハビリテーション（学校作業療法）グループ」に名称を変更する。3 市史編さんグループを社会教育第 2 課に新設するものです。改正する規程といたしましては、教育長専決規程・河内長野市教育委員会表彰規程・河内長野市学校運営協議会連絡会議運営規程の 3 つの規程が対象となっています。なお、本規程の施行につきましては、令和 8 年 4 月 1 日を予定しています。説明につきましては、以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 10 号「組織機構改革に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程の制定について」を承認といたします。

小川教育長

議案第 11 号「河内長野市奨学金給付条例施行規則の全部改正について」説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第 11 号、「河内長野市奨学金給付条例施行規則の全部改正について」ご説明させていただきます。議案書につきましては 12 ページから 18 ページを、議案説明資料につきましては、17 ページをお願いいたします。本件につきましては、経済的理由で進学・就学が困難な高等学校等の学生を支援するため、これまで

1人あたり一年間36,000円の奨学金を給付していましたが、高校進学に伴う入学金や教材費といった入学時に係る費用等が家庭の負担となっていることに鑑み、給付額の増額を行うことに伴い、河内長野市奨学金給付条例施行規則の全部改正をおこなうものです。改正の概要といたしまして、大きく3点ございます。1つ目として奨学金の増額でございます。現在は1年間で36,000円であるものを、改正後は、1年生は80,000円、2年生3年生は40,000円に改正いたします。2つ目として奨学生選考委員会の書面開催を追加いたします。選考委員会を開催する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合に書面開催できる旨を記載いたします。3つ目として、現在、奨学生に選定された者に誓約書の提出を求めています。誓約内容を願書に記載することで、別途提出を廃止し、支給を早期化するものなどが主な改正となっております。

なお、本規則の施行につきましては、令和8年4月1日を予定しています。説明につきましては、以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

小山委員

この制度はこれまでも市の予算で実施してきたのですか。要件としては経済的な理由ですか。

山崎教育総務課長

市の予算で実施してきました。要件は、原則として生活保護受給世帯を除く非課税世帯が対象となっております。

小山委員

非課税の方に対して即給付ではなく、選考するという事は一定のプロセスを設けなければならいのでしょうか。

山崎教育総務課長

委員おっしゃいましたとおり、非課税に該当するかしないかにつきましては、事務局で100パーセント判断できます。しかし、非課税かどうかの判断は前年の所得になります。家庭状況が急変した場合ですと、その当該年度から生活状況が変わっている状況が起こった場合に、事務局だけで判断するよりも、選考委員会で公平な観点で判断していただくことを想定したものでございます。

嘉名委員

年間どれぐらいの方が受けられているのでしょうか。

山崎教育総務課長

例年、概ね80名程度の申請、承認となっています。ただ、今回の改正に伴いまして、私どもの想定では、内在的にもっといっしょるのではないかと考えておりますので、周知を工夫して、幅広くこの制度を活用いただけるように、努力していきたいと考えております。

嘉名委員

東京都で数年前から、GovTech（ガバテック）東京という新しい組織が作られています。そこで何をやっているかという、基本的に役所の制度は申請主義です。つまり、制度に該当しているのに、申請しないともらえないこととなります。とりわけ、貧困家庭やヤングケアラーのような家庭だと、保護者の方が申請できないケースもあります。そういう場合に、あなたは該当していますから、申請できますよとプッシュ型で教えてあげる事例が出始めています。おっしゃったとおりで、おそらく該当している方全員が申請をされていないと思います。教育委員会だけではできないと思いますが、市長部局と連携して、実施している事例がありますので情報提供しておきます。

山崎教育総務課長

ありがとうございます。私どもでも申請を簡素化するために、今回からオンライン申請を導入しています。また、教育総務課で別途対応している就学援助の制度もございます。こういった情報も活用しながら、取りこぼしが少なくなるような方法を検討して

実施して参りたいと考えております。ありがとうございます。

小山委員

金額的なところの妥当性みたいなところはどのようにして決められたのですか。

山崎教育総務課長

これまでは1年間で36,000円でした。現在の制度が、制定されてからかなり年数が経っています。中学校になるのですが、入学準備に要する経費をお調べしまして、概ね80,000円から90,000円という数字も出ております。このことから1年生については80,000円。これまで、2年生以降についても、しっかり支援していきたいところもありまして、40,000円としております。こちらの奨学金につきましては、財源が基金になってございます。ふるさと納税などで寄付をいただいた金額を財源にして実施する事業になってございますので、その辺りも勘案しまして、破綻なく、実施可能な金額を検討いたしました結果の金額を設定したいと考えております。

小川教育長

私も非常にこだわりを持って規則の改正を行いたいと考えています。36,000円という金額は何十年も変わっていません。財源の基金というのは、ふるさと納税の中で、奨学金の給付という項目をわざわざ選んでいただき、寄付いただいています。この基金が1億円以上貯まってきていますので、寄付いただいた方々の意思を反映したいということを考えました。また高校が授業料無償化になったとはいえ、入学時に教科書も含めてさまざまな費用がかかることで、まず1年生を増額して一括して支給しようということで、事務局に検討していただきました。申請についても事務局から説明のありました申請件数が約80件で本当に少ないと思います。これまでは事務局に書類を取りにきて、学校で在籍証明をもらって、事務局に提出してということでハードルが高かったものを、オンライン申請に変更して簡素化したいと考えています。就学援助の対象者をはじめ福祉とも連携して進学時にこの奨学金制度があることを周知すれば、利用者が増えるのではないかなと思っております。

大矢委員

私学無償化で、私立高校に進学される方が増えています。しかし、入学時に体操服や教科書、パソコン等を買うこととなります。また、システム管理費のような目に見えない費用負担があります。無償化は授業料だけですので、私立高校に進学すると支払いが大変ということをよく聞きます。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 1 1 号「河内長野市奨学金給付条例施行規則の全部改正について」を承認といたします。

小川教育長

議案第 12 号「河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」説明をお願いします。

篠崎学校教育課長

議案第 12 号「河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議案書は 19 ページから 20 ページ、議案説明資料は 18 ページから 19 ページをご覧ください。学校教育法第 37 条の改正によりまして、児童の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることになりました。これによりまして、学校教育法第 37 条第 11 項が新設されましたので、以降の項番にずれが生じたことから、該当の条項を引用している規則の一部を改正するものです。具体的には第 3 条の 2 第 3 項中の第 37 条第 16 項を第 37 条第 17 項に改めるというものでございます。説明は以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

小山委員

対象は事務の先生のことですか。

篠崎学校教育課長

新たに学校の職階が創設されるということで、現在は校長教頭がおり、主幹教諭という首席と指導教諭がおりました。主幹教諭である首席は管理職ではないのですが、校長教頭を補佐して、教員間の調整等の役割を担っています。国においては、2026年度に主幹教諭と教諭の間に、もうひと段階、主務教諭を創設するとしています。職階が変わりますので給料の体系も変わります。大阪府では1年間研究をした上で、2027年度から主務教諭をスタートすることになっています。国の法律が改正され、条文がずれましたので当該規則の改正を行うものです。主務教諭がどのようなことをするかを議案説明資料の概要に記載しております。児童の教育をつかさどるようになっており、教諭と同じように授業はするのですが、学校の中でリーダーとして学校の教育活動に関して、教職員間の調整や学年主任、校務分掌の主任等の役割を想定していると聞いております。来年度中に大阪府において関係例規の改正があった場合は、市町村の当該規則についても主務教諭を位置づける改正を上程させていただくことになると考えています。

小山委員

主務教諭が配置されましたら、1名増員になるのですか。

篠崎学校教育課長

増員ではなく、定数の中で役割が入ってきます。

小川教育長

大阪府では主務教諭等の制度改正がまだされておりませんが、今回は国の法改正により市規則の条ずれだけが起こってしまったので市規則を改正することです。

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第12号「河内長野市立小学校及

び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を承認いたします。

小川教育長

議案第 13 号「河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の一部改正について」説明をお願いします。

篠崎学校教育課長

議案第 13 号「河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の一部改正について」ご説明をいたします。議案書は 21 ページから 22 ページを、議案説明資料は 20 ページから 21 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 4 項の改正により、学校運営協議会が承認することになっている基本的な方針に業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項を追加するものでございます。河内長野市立学校の教育職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画を受けて、各学校では働き方改革の方針を定めます。その定めた方針について、学校運営協議会に報告を行うこととなります。これに伴い当該規則を改正するものでございます。説明は以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 13 号「河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の一部改正について」を承認いたします。

小川教育長

議案第 14 号「河内長野市教育支援委員会運営規程の一部改正について」説

明をお願いします。

篠崎学校教育課長

議案第 14 号「河内長野市教育支援委員会運営規程の一部改正について」ご説明いたします。議案書は 23 ページから 24 ページを、議案説明資料は 22 ページから 23 ページをご覧ください。河内長野市教育支援委員会の組織体制を改編し、効率的且つ効果的に調査や審議が行えるようにするため、本規程の一部を改正するものです。河内長野市教育支援委員会とは、障がいのある子どもたちが就学した時の適切な学びの場を審議し、保護者に提案する役割を持つものです。適切な学びの場といいますと、通常の学級で学ぶか、支援学級で学ぶことがいいか、また、通常の学級に在籍しながら通級指導教室に入ることがいいか、または、支援学校に通学することがいいかを保育園や幼稚園の就学前の施設からの聞き取りや、保護者の考えを聞き取りまして、教育支援委員会に諮り、どういった学びの場が適切かを検討します。委員は専門の学識の先生や医師、あいつく等の福祉施設の方、学校関係者で構成されています。今回改正いたしますのはこの委員のメンバーを精選するものです。具体的には、学校教員代表の委員複数名が出席し、委員が審議会で意見交換するものでありながら、実際は調査員として各施設に訪問し調査もしており、この委員の負担が非常に大きいため、審議会に出席する委員と調査員を切り分けて、調査員は各学校の支援教育担当等が調査することによって、負担が軽減されることと、各学校の担当者が聞き取りしますので、就学後の支援にも繋がるかと考えています。説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いします。

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 14 号「河内長野市教育支援委員会運営規程の一部改正について」を承認いたします。

小川教育長

議案第 15 号「令和 8 年度河内長野市教育推進プランについて」説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第 15 号「令和 8 年度河内長野市教育推進プランについて」ご説明させていただきます。議案書につきましては 24 ページ、議案説明資料につきましては 15 ページを、併せて別冊 1 議案第 15 号関係「令和 8 年度河内長野市教育推進プランについて」をお願いいたします。教育推進プランにつきましては、市が策定した河内長野市教育大綱に基づき、目標を設定し、具体的な施策を定めたものでございます。こちらは教育委員会が策定し、毎年改定いたします。令和 8 年度河内長野市教育推進プランにつきましては、教育大綱の改訂に伴い、構成を大きく変更しています。別冊 1 議案第 15 号関係「令和 8 年度河内長野市教育推進プランについて」の表紙から 2 枚めくっていただきますと、教育大綱と教育推進プランの体系図がございませう。「河内長野市教育大綱の 4 つのビジョン」と教育推進プランの「8 つのアクション」、そして、それぞれのアクションを実現するための「令和 8 年度に実施する教育施策」といった構成となっています。1 ページをご覧ください。教育推進プランの計画期間が 1 年で、毎年「河内長野市の教育の現状」というかたちで、自己点検評価を実施し効果的な教育の実現を目指します。2 ページをご覧ください。教育大綱の理念と教育推進プランの教育の目標、そして、だれもが学べる「学びのまち」の創造、学校教育と社会教育の連携から融合へということで、果実が実った木がございませう。これは、土壌に就学前教育があり、樹木が成長するように、学校教育から社会教育へ、それに合わせて実を結んでいくという、本市での学びが未来の社会の担い手を育てていくという教育の連続性を表しています。3 ページをご覧ください。この資料は、「誰一人取り残さない社会の創り手を育てる教育」を目指した全体像を示しています。ポイントは、こどもを中心に据えながら、学校教育と社会教育を一体的に進めていくことです。図の中では、「めざす学校教育の姿」「めざす社会教育の姿」そしてそれらを通じて育まれる「めざす市民の姿」が示されています。つまり、学校教育と社会教育の融合により、誰もが学べる「学びのまち」を創造するという内容になっていま

す。また、それを実現するための8つのアクションを記載してございます。アクション1「誰もが安全・安心に学べる学校の環境整備」。アクション2「様々な他者との協働的な学び」と「多様性を包摂する教育活動」の推進。アクション3「就学前の学びから学校での学びが一つにつながる教育」。アクション4「自分で考え、自分で決める」「自分の好きを見つけて探究する」学校教育の推進。アクション5「子どもの育ちを支える」家庭・地域の教育力の向上。アクション6「学び」が広がり「好き」が見つかる学びの場の提供。アクション7「市民が集い・学ぶ」図書館運営の充実。アクション8 多様な人々が関わり合いながら学び・伝え・活かす歴史文化遺産。4ページ以降は、8つのアクションを達成するための施策を記載しています。なお、本議案につきましては、議決いただきました後、市のホームページへの掲載、教育総務課の窓口へ設置を行う予定です。説明につきましては以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小川教育長

4月から新しい教育大綱が始まることとなります。これに併せて教育推進プランも従前より整理し、すっきりしたのではないかと考えています。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第15号「令和8年度河内長野市教育推進プランについて」を承認いたします。

小川教育長

議案第16号「令和8年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について」説明をお願いします。

篠崎学校教育課長

議案第16号「令和8年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項につい

て」ご説明いたします。議案書は 26 ページ、議案説明資料は 25 ページ、あわせて別冊 2 議案第 16 号関係をご覧ください。令和 8 年度における教育委員会において実施する施策の中から特に学校への指導等に関する事項について、さらなる教育の振興を図り学校教育を充実させることを目的として、「河内長野市立学校に対する指導・助言事項」を策定するものでございます。この指導・助言事項につきましては、大阪府教育委員会より市町村教育委員会への指導・助言事項というものがございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 48 条に都道府県教育委員会が市町村に対して、教育に関する事務の適正な執行を確保するため、指導・助言を行うことが定められていることから、毎年、大阪府教育委員会から市町村教育委員会に対して、教育に関することについて指導・助言事項がおりてくるという状況です。それを踏まえまして、河内長野市推進プランに掲げております本市で大切にしていることや本市の特徴である取組みなどに加えて、学校に河内長野市立学校に対する指導助言事項として、年度当初に示すものになっております。別冊 2 をご覧ください。目次をご覧くださいと全部で 5 章、重点の取組み項目として 24 項目ございます。基本的には大阪府が示す指導・助言事項に沿ったものとなっておりますが、本市の特徴的なものをご説明いたします。

7 ページをご覧ください。学力向上の取組みの充実です。下段右側上から 2 つ目の中ポツをご覧ください。「主体的対話的深い学び」の実現にあたってはということで、本市では主体的な学びに力を入れておりますことから、府の指導・助言事項に加えて示してしているところがございます。自らの学習を調整する主体的な学びを促す授業づくりの研究にも取り組むこととありますが、来年度からスタートする主体性を育む研究についても増えております。8 ページをご覧ください。8 ページの (5) ICT 活用による学びの充実の一番下の中ポツ、デジタル教科書や本市が導入する「e ライブラリ」「スタディサプリ」「BASE in OSAKA」等のデジタルコンテンツを積極的に活用することということで、本市が独自に導入しているデジタルコンテンツの活用を促すとともに、研究校においては、さらに精度の高い AI 学習ソフト「Qubena」を導入しており、個別的な学びや自分の学習状況に応じた学びの研究を進めてもらおうと考えています。

10 ページをご覧ください。確かな学力をはぐくみ感性を豊かにする読書活動の充実

です。(2)の読書への興味・関心を高める工夫の2つ目の中ポツ、Best・Book・Battle(B1)です。これは本市の特徴的な取り組みでして、学校の国語の単元を活用しながら作っていますが、おすすめの本を仲間に紹介し合う学習の中で、各学校の代表がオンラインでつないで、すべての学校の同じ学年の子どもたちに本の紹介をし合うものです。この取り組みは非常に特徴的で大阪府にも発表してほしいと依頼があった取り組みです。

12 ページをご覧ください。伝統・文化や英語教育等の特色ある教育の推進です。これまで伝統文化に関する教育は、大阪府は大きな題の中には含まれておりませんが、本市ではふるさと学に力を入れておりますので、大きな項目に英語等の特色ある教育の中に加えて再編しております。13ページの(6)に、伝統文化等に関する教育の推進で、本市オリジナルの副教材「かわちながの物語」を活用し、また、本市の特徴的なふるさと河内長野作文・川柳コンクールなども記載しております。

15 ページをご覧ください。一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実です。16ページ(2)校種間の円滑な接続と指導体制の充実で、大阪府にはこの部分は大きくは載っていないのですが、本市では校種間の円滑な接続はこれまでも力を入れており、小中9年間を見通した小中一貫教育を進めておりますし、さらに就学前と小学校との接続というかけ橋プログラムのプロジェクトなどを下から2つ目の中ポツに示しております。就学前の学びを小学校の学習にも生かすような接続を目指しているところでございます。

18 ページをご覧ください。「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進です。支援教育に関することになっております。19ページの(5)通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実です。ハビリテーションも入れますので記載しております。言語聴覚士等の専門家による相談支援、助言等を積極的に活用し、障がいの有無に関わらず、児童・生徒個々の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導、支援体制の構築を図ることで、学校ハビリテーションルームの効果的な活用を示しております。

23 ページをご覧ください。人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実です。24ページ(2)人権教育の一環として同和教育の推進ということで、中学校区ごとに実施する人権教育研究授業については、少なくとも3年に1度は部落問題学習を取り上げることとしています。本市では小中一貫教育の一環で、小中が校

区内で一緒に授業研究を続けています。現在も差別事象がまだまだ生起している中で、状況を聞くと学んできていないということが非常に多いと聞いております。差別をしない、させない、差別をうけないということで、必ず学校で学ぶことは大切であり研究を進めているところでございます。

27 ページをご覧ください。不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取り組みの推進です。(3) のいじめへの取り組みの 28 ページ 4 つ目の中ポツ、1 人 1 台端末を活用したところの記録です。子どもたちは毎日の気持ちについて、ボタンを押します。それについて、先生方が見ることもでき、自分自身でそのストレスについてふり返ることができることが定着していますので、今後も活用するように指導して参ります。29 ページの上から 3 つ目の中ポツになります。「河内長野市子どもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例」の趣旨を踏まえ、適切に対応することということでいじめゼログループにつきましても記載しています。

31 ページをご覧ください。子どもたちの生命・身体を守る体制づくりです。32 ページ (3) 個人情報の適切な取扱いです。本市の学校における個人情報の取扱いにあたっては、この 4 月から市教育情報セキュリティポリシーを定めましたので、それを遵守し情報の格付や取扱い判断に基づいた適切な管理を徹底するように指導いたします。

35 ページです。健康教育の充実です。(3) 食育の推進の最後の中ポツで、中学校全員給食について記載しております。中学校全員給食後に設定する「お弁当の日」において、自立的な食習慣の形成や感謝の心の育成、食への関心の向上を図ることとしてまいります。

42 ページをご覧ください。社会とつながる学習活動の推進です。(1) 探究的な学習の充実（一部再掲）ということで、本市では探究活動に力を入れますので、その部分に重点的に指導をしております。

47 ページをご覧ください。教育コミュニティづくりの推進です。(3) 地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実において、公民館との複合化を始め、社会教育施設を有効に活用する等、というようなところを記載しております。

最後に 49 ページ、働き方改革です。(1) 在校等時間管理について、各校の実態に応じた長時間勤務の縮減に向けた取り組みを、この計画を踏まえて進めていくと

いうことで指導して参りたいと思います。説明は以上になります。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

大矢委員

架け橋プロジェクトプログラムはこれからも続くのですか。

篠崎学校教育課長

3年計画で考えています。3年後には全校に浸透するように考えております。

大矢委員

研究校はどここの学校ですか。

篠崎学校教育課長

学びを調整して進めていく研究については、南花台小学校と南花台中学校。異学年での探究しながら進めることについては、天見小学校。小規模校がオンラインやリアルでの合同学習を進めながら、主体的な学びを高めていくことについては、西中校区で、西中学校、天野小学校、高向小学校の3校が合同で研究いたします。

小山委員

個別最適の「Qubena」の機能について教えてください。例えば、小学校3年生の子が十分理解しているから小学校4年生や5年生のことまでできるのですか。それとも、3年生だけ3年生の内容まで理解できていない場合の補助的な活用なのか、それとも両面あるのですか。

篠崎学校教育課長

両面あると考えています。基本的には、何かの課題に取り組もうとしたときに学習結

果に合わせて、次の課題が出たり、その解説が出たり、ここが理解できてないということが提示される仕組みになっています。発展した学びに進む場合もあれば、前のところから学んだほうがいいのかと A I に判断されると聞いています。

河野委員

校内教育支援ルームを拡充する件ですが、全校に設置するという事で支援員を増やすかと思えます。校内教育支援ルームが自習室とならないようにお願いします。学びの機会を確保するためにどのようなことを行うのか、また、工夫していることがあれば教えてください。

篠崎学校教育課長

基本的には子どもに応じた学びになるため、画一的に何かすることはありません。校内支援ルームは教室とは違う場所で、生活や学ぶ場になります。支援員ももちろん配置はするのですが、基本的には学校の部屋ですので教員が関わることになります。教員は学校の授業があり、支援員が教員と連携して子どもの横についてあげたり等サポートすることを考えています。体系的なプログラムのようなものではないのですが、子どもの意見を聴きながら、必要な支援ができればと考えています。

これに加えて、端末のソフトを活用することもあります。例えば、教室に入れないけども授業に参加したいという意欲が育てば、リモート授業ということも可能になります。このように子どもの状況に合わせて対応できるよう考えています。河野委員がおっしゃるような自習教室にならないようなことは、各学校で取り組んでいます。

嘉名委員

4月から自転車のルールが変わるのですが、学校で指導はあるのですか。

篠崎学校教育課長

これまでも交通安全指導教室はありました。そのときに指導内容が状況に応じて変わっていくことになります。また、市長部局でも、啓発の動画やプログラムを考えていることを聞いていますので連携していきたいという意見交換を現在しているところです。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第16号「令和8年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について」を承認いたします。

(5) 報告案件 (要旨)

・報告第5号「令和7年度河内長野市一般会計補正予算について」

令和8年3月市議会に提案された令和7年度河内長野市一般会計補正予算のうち、教育事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長より意見を求められたもの。なお、本件については緊急に市議会への議案を作成する必要性が生じたため、やむをえなく教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、これを報告したものである。

(6) その他報告 (要旨)

部長・理事

- 令和8年3月河内長野市議会定例会にかかる質問通告と答弁の要旨について

社会教育第2課

- 子ども読書の日おはなしウォッチング 4月号広報掲載
- 古文書講座 初歩の初歩 4月号広報掲載
- 歴史講座「江戸時代滝畑村の炭と氷豆腐」 4月号広報掲載
- 図書館資料展示
- 日本遺産文化財特別公開と関連イベント 4月号広報掲載
- 文化財ボランティア募集 4月号広報掲載
- 高野街道現地研修・先進地研修展
- 今が旬！豊臣秀吉の絵柄！節句幟の展示 4月号広報掲載

閉 会

小川教育長

以上で3月定例教育委員会会議を閉会します。

令和8年4月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和8年4月30日（木） 午前9時30分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

教育長報告（令和8年2月24日～令和8年3月25日） 別紙

- 2月24日（火） 定例教育委員会会議出席
架け橋プログラムプロジェクト委員会出席（キックス）
- 2月25日（水） 局部長会議出席
日本遺産「中世に出逢えるまち」意見交換会出席
- 2月26日（木） エグゼクティブ研修出席
文部科学大臣表彰授賞・市長表敬訪問同席（大谷氏）
- 2月27日（金） 長野高校卒業式出席、市議会本会議出席
教育委員会表彰式出席
スペランツァ大阪2026シーズン激励会出席（スイスホテル南海大阪）
- 2月28日（土） 歴史探偵ファンミーティング視察（ラブリーホール）
- 3月1日（日） 河川一斉清掃参加
スペランツァ大阪キックオフカンファレンス視察（キックス）
- 3月2日（月） 校長会出席、文化財保護審議会出席
- 3月4日（水） 春の全国交通安全運動実施に伴う合同連絡協議会出席
- 3月5日（木） 社会教育委員会会議出席
- 3月8日（日） 長野総合スポーツクラブみんなのスポーツフェスタ視察
（長野中学校）
- 3月10日（火） 市議会本会議出席
- 3月11日（水） 市議会本会議出席
- 3月12日（木） 都市環境・経済常任委員協議会出席
- 3月13日（金） 長野中学校卒業式出席
- 3月14日（土） 森教育振興会文化講演会出席（モリ工業株）
- 3月16日（月） 総務福祉教育常任委員会出席、清教学園高校卒業式出席
- 3月17日（火） 予算常任委員会出席
- 3月18日（水） 石仏小学校卒業式出席
- 3月19日（木） 予算常任委員会出席
- 3月20日（金） スペランツァ大阪河内長野市民デー視察（Jグリーン堺）
- 3月23日（月） 加賀田小学校・公民館複合化オープニングセレモニー出席、予算常任委員会出席
- 3月25日（水） 局部長会議出席、庁議出席

令和8年3月定例教育委員会会議

議 案 書

令和8年3月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第7号 時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2号に規定する部署の指定について
(説明担当 教育総務課・・・p. 3)
- 議案第8号 労働基準法第36条に基づく労使協定について
(説明担当 教育総務課・・・p. 5)
- 議案第9号 組織機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
(説明担当 教育総務課・・・p. 6)
- 議案第10号 組織機構改革に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程の制定について
(説明担当 教育総務課・・・p. 9)
- 議案第11号 河内長野市奨学金給付条例施行規則の全部改正について
(説明担当 教育総務課・・・p. 12)
- 議案第12号 河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
(説明担当 学校教育課・・・p. 19)
- 議案第13号 河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の一部改正について
(説明担当 学校教育課・・・p. 21)
- 議案第14号 河内長野市教育支援委員会運営規程の一部改正について

(説明担当 学校教育課・・・・・・・・p. 23)

議案第15号 令和8年度河内長野市教育推進プランについて

(説明担当 各担当課・・・・・・・・p. 25)

議案第16号 令和8年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について

(説明担当 学校教育課・・・・・・・・p. 26)

(報告案件)

報告第5号 令和7年度河内長野市一般会計補正予算について

(説明担当 教育総務課・・・・・・・・p. 27)

議案第7号

時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条
の2第1項第2号に規定する部署の指定について

教育委員会事務局本庁職員に係る時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に
関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条
の2第1項第2号に規定する部署の指定については、次のとおりです。

令和8年3月26日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2号に規定する他律的業務の比重が高い部署を、下記のとおり指定する。

記

1、 他律的業務の比重が高い部署

- (1) 教育総務課（人事業務、設計・監理業務）
- (2) 学校教育課（学校指導・運営業務）

2、 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 8 号

労働基準法第 36 条に基づく労使協定について

令和 8 年度における、教育委員会事務局本庁外職員に係る労働基準法第 36 条に基づく労使協定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により教育長に代理させる。

令和 8 年 3 月 26 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

議案第9号

組織機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

組織機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則については、次のとおりです。

令和8年3月26日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

組織機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市教育委員会規則第 号

組織機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 河内長野市教育委員会事務局組織規則（平成22年河内長野市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

部	課	グループ
教育推進部	教育総務課	庶務グループ
		施設グループ
	学校教育課	学事グループ
		指導グループ
		学校給食グループ
		学校ハビリテーション（学校作業療法）グループ
	社会教育第1課	社会教育グループ
		青少年育成グループ
	社会教育第2課	文化財保護グループ
		図書館企画情報グループ
		図書館サービスグループ
		市史編さんグループ

第4条第5項中「部に」の次に「教育監、」を加える。

第6条第1項中「部長」の次に「、教育監」を加える。

第7条第2項中「理事、副理事」を「教育監、理事、副理事」に改める。

第9条の2第1項中「理事又は」を「教育監、理事又は」に改める。

第10条中「部長」の次に「、教育監」を加える。

第11条第2号エ中「学校ハビリテーションルーム準備グループ」を「学校ハビリテーション（学校作業療法）グループ」に改め、同号エ（ア）中「準備」を削り、同条第4号ア中（ウ）を削り、（エ）を（ウ）とし、同号に次のように加える。

エ 市史編さんグループ

（ア）市史の編さんに関する事。

（河内長野市教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第2条 河内長野市教育委員会事務決裁規則（平成26年河内長野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表中「担当理事」を「教育監又は担当理事」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

組織機構改革に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程の制定について

組織機構改革に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程については、次のとおりです。

令和8年3月26日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

組織機構改革に伴う関係規程の整備に関する規程をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市教育委員会規程第 号

組織機構改革に伴う関係規程の整備に関する規程

(教育長専決規程の一部改正)

第1条 教育長専決規程(平成7年河内長野市教育委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「部長」の次に「、教育監」を加える。

(河内長野市教育委員会表彰規程の一部改正)

第2条 河内長野市教育委員会表彰規程(昭和57年河内長野市教育委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「部長」の次に「、教育監」を加える。

(河内長野市学校運営協議会連絡会議運営規程の一部改正)

第3条 河内長野市学校運営協議会連絡会議運営規程(平成23年河内長野市教育委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

関係行政代表者	2名以内	・教育推進部長 ・教育推進部理事
---------	------	---------------------

」

を

「

関係行政機関の職員	2名以内	・教育推進部長 ・教育監又は教育推進部理事
-----------	------	--------------------------

」

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議案第11号

河内長野市奨学金給付条例施行規則の全部改正について

河内長野市奨学金給付条例施行規則の全部改正については、次のとおりです。

令和8年3月26日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市奨学金給付条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市教育委員会規則第 号

河内長野市奨学金給付条例施行規則

河内長野市奨学金給付条例施行規則（昭和47年河内長野市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、河内長野市奨学金給付条例（昭和47年河内長野市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（手続）

第2条 条例第4条の規定に基づき奨学生（条例第3条に規定する「奨学生」をいう。以下同じ。）を希望する者（以下「申請者」という。）は、毎年度教育委員会（以下「委員会」という。）が定める期間内に次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金給付願書（様式第1号）
- (2) 在学又は入学することを証する書類
- (3) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- (4) 申請者の属する世帯全員の市町村民税課税証明書
- (5) その他委員会が必要と認める書類

2 委員会は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を申請

者及び保護者の同意を得て公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(奨学生選考委員会の開催)

第3条 条例第5条に規定する奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の会議は、教育長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、議長が選考委員会を開催する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員へ送付等によって行う審議をすることをもって会議に代えることができる。

(通知)

第4条 条例第7条の規定に基づく委員会による奨学生の選定の結果は、申請者に対し奨学生選定通知書（様式第2号）又は奨学生不選定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 委員会は、申請者が在学し、又は入学する学校の学校長（第6条第2項において「当該学校長」という。）に対し前項の規定による選定の結果を通知するものとする。

(奨学金の給付)

第5条 奨学金の給付額は、第1学年にあつては1人80,000円、第1学年以外にあつては1人40,000円とし、奨学生に委員会が定める日に給付する。

2 奨学金の給付は、各学年で1回を限度とする。

(届出)

第6条 奨学生は、奨学金給付願書に記載した事項について変更が生じたとき又は条例第8条各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに委員会にその旨を

届け出なければならない。

- 2 当該学校長は、奨学生が休学、転学又は退学したときは、直ちに委員会にその旨を届け出なければならない。

(奨学金の停止、減額)

第7条 前条の規定による届出があった場合、委員会は直ちにその理由を審査し、条例第8条各号に該当すると認めるときは、奨学金の給付を停止又は減額することができる。

- 2 委員会は、前項の審査を行うに当たって必要と認めるときは、奨学生に必要書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定により、奨学金の給付を停止又は減額するときは、書面により奨学金の給付を停止又は減額する旨を奨学生に通知するものとする。
- 4 第1項の規定により奨学金の給付を停止又は減額した場合において、既に奨学金が給付されているときは、書面により期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)年度奨学金給付願書

本人	ふりがな氏名				進学先学校名	(第 学年)		
	生年月日	年	月	日生	出身中学校	中学校		
	現住所							
保護者	氏名				現住所			
	本人との続柄		職業		勤務先			
世帯状況 (同一生計の家族全員)	氏名	続柄	生年月日	学校名・勤務先	備考			
<p>高等学校等に修学するため、河内長野市奨学金の給付を申請します。また、奨学生の選定のため、河内長野市教育委員会が世帯の構成や所得金額等を確認すること及び生活保護の受給状況について担当課へ照会することについて同意します。また、河内長野市奨学金給付条例その他の規定に違反しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日 本人氏名 (宛先)河内長野市教育委員会 保護者氏名</p>								
河内長野市奨学金の受給について、次の口座へ振込みを依頼します。								
振込希望口座	金融機関名	銀行・信金 支店						
		農協・信組・労金						
	ゆうちょ銀行	(店番)			(店名)			
	口座種別	普通・当座	口座番号					
口座名義人カナ								

依頼人と口座名義が異なる場合には、上記の口座名義人を代理人とし、上記指定口座への振込をもって河内長野市からの支払金の受領と認めます。

様式第2号(第4条関係)

奨学生選定通知書		
	河長	第 号
	年	月 日
様		
河内長野市教育委員会 印		
<p>年度奨学生として選定し、下記のとおり奨学金を給付することとなったので、 河内長野市奨学金給付条例施行規則第4条第1項により、下記のとおり通知する。</p>		
記		
1. 学校名		
2. 給付対象学年		
3. 給付金額		
円		

奨学生不選定通知書

河長 第 号

年 月 日

様

河内長野市教育委員会 印

年度奨学金給付の申請について、選考の結果、下記理由により選定しないこととなったので、河内長野市奨学金給付条例施行規則第4条第1項により通知する。

学校名	
対象学年	
理由	

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で河内長野市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、河内長野市を被告として（訴訟において河内長野市を代表する者は河内長野市教育委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

議案第12号

河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正については、次のとおりです。

令和8年3月26日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市教育委員会規則第 号

河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則

河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和32年河内長野市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項中「第37条第16項」を「第37条第17項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則
の一部改正について

河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の一部改正
については、次のとおりです。

令和8年3月26日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市教育委員会規則第 号

河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則
の一部を改正する規則

河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則（平成22年河内長野市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 対象学校の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

河内長野市教育支援委員会運営規程の一部改正について

河内長野市教育支援委員会運営規程の一部改正については、次のとおりです。

令和8年3月26日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市教育支援委員会運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

河内長野市教育委員会規程第 号

河内長野市教育支援委員会運営規程の一部を改正する規程

河内長野市教育支援委員会運営規程（平成13年河内長野市教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「16名」を「9名」に改める。

第3条第3号中「小中学校」の次に「（以下「市立小中学校」という。）」を加え、同条第4号中「河内長野」を削る。

第7条の見出し及び同条第1項中「教育支援員」を「調査員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 調査員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市立小中学校の支援教育担当教諭のうちから当該校の校長が推薦した者
- (2) 教育委員会事務局の支援教育担当指導主事及び関係職員

第7条に次の1項を加える。

3 調査員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条の見出し及び同条中「教育支援員」を「調査員」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

令和8年度河内長野市教育推進プランについて

令和8年度河内長野市教育推進プランについて、別冊1のとおり策定する。

令和8年3月26日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

議案第16号

令和8年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について

令和8年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について、別冊2のとおり策定する。

令和8年3月26日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

報告第5号

令和7年度河内長野市一般会計補正予算について

令和7年度河内長野市一般会計予算について、別冊3のとおり承認する。

令和8年3月26日


河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

別冊 1

議案第 15 号関係

令和 8 年度河内長野市教育推進プランについて

河内長野市教育委員会事務局



令和8年度 河内長野市教育推進プラン

令和8年4月
河内長野市教育委員会

河内長野市教育大綱

対象期間：令和8年度～令和12年度

基本理念

誰一人取り残さない「子どもまんなか教育」の実現

4つのビジョン

I. 地域がまるごと、
学校（学びの場）。

II. 学びを、
誰かの喜びに。

III. “ここにしかない”
時間を求めて。

IV. 地産地消で、
日本一の給食カレーを。

河内長野市教育推進プラン

教育の目標

誰一人取り残さない「社会の創り手」を育てる教育

8つのAction

対象期間：令和8年度～令和12年度

実施する施策（取組み）の概要

1. 誰もが安全・安心に学べる
学校の環境整備

- ・安全に安心して学校生活を送ることのできる施設整備
- ・様々な教育課題に対応できる学校のあり方の研究
- ・地元産食材を使用した安心安全な学校給食の提供

2. 「様々な他者との協力的な学び」と
「多様性を包摂する教育活動」の推進

- ・すべての子どもの人権と権利が保障された学校教育活動の推進
- ・学級、学年、学校の枠を超えたReal & Remote教育の推進
- ・不登校、日本語指導、特異な才能のある子ども等への対応

3. 就学前の学びから学校での学びが
一つにつながる教育

- ・かけ橋プログラムに基づく教育実践
- ・「めざす子ども像」を共有した小中一貫教育の推進
- ・中学校区合同での取組み推進と小中一貫教育推進校の実践の普及

4. 「自分で考え、自分で決める」
「自分の好きを見つけて探究する」
学校教育の推進

- ・子どもが自己決定しながら学ぶ授業への転換
- ・「伴走者」の意識を持った教員の育成
- ・教科学習における探究的な学びの推進
- ・一人ひとりの「好き」を課題にした探究活動
- ・ICT機器の有効活用学習の個性化、個別化の推進

5. 「子どもの育ちを支える」家庭・地域の
教育力の向上

- ・子どもの学びが広がる体験活動の充実
- ・学校運営協議会による学校教育活動への支援充実
- ・持続可能な社会教育関係団体の活動推進と在り方の検討
- ・地域の子どもと大人をつなげ相互に学び育む関係の構築推進

6. 「学び」が広がり
「好き」が見つかる学びの場の提供

- ・地域課題の解決や自身の学びを地域に還元する意欲ある人材の育成
- ・大人の「好き」が見つかる講座内容の充実
- ・小学校と公民館の複合化による効果を最大化する取組みの推進

7. 「市民が集い・学ぶ」図書館運営の充実

- ・市民がRealに集う空間の創出
- ・多様な市民に対応した課題解決に役立つ資料の充実
- ・市民がRemoteでアクセスする空間の創出
- ・図書館サービスを市民の居場所に届けるアウトリーチ活動の推進

8. 多様な人々が関わり合いながら
学び・伝え・活かす歴史文化遺産

- ・調査・研究による魅力あるコンテンツ作り
- ・保存・継承とこれからの担う人づくりの強化
- ・各部署の施策と融合した活用の推進

河内長野市 教育推進プランとは

教育推進プランとは、河内長野市教育大綱に定められた「基本理念」及び4つのビジョンをもとに教育の目標と8つのActionを策定し、毎年度の主な施策（取組み）を示すものです。

教育推進プランの計画期間は1年間です。

計画的かつ効果的に取組みを進めるため、毎年「河内長野市の教育の現状」（自己点検評価）を作成し、各施策の実施状況を十分に分析し、成果と課題について点検評価を行うとともに、施策の取組み内容の見直しを重ねながら効果的な教育の実現をめざします。

教育大綱 基本理念

誰一人取り残さない「こどもまんなか教育」の実現

4つのビジョン

教育の目標

誰一人取り残さない「社会の創り手」を育てる教育

8つのAction

毎年度の
主な施策（取組み）

自己点検評価

教育大綱の理念と、教育の目標。

教育大綱理念

誰一人取り残さない「こどもまんなか教育」の実現

- 「個」が活きる学びへ。
そして、「教える」から「学ぶ」へ。
- 地域がまるごと「学びの場」。
そして、「学び」を誰かの「喜び」に。

教育の目標

誰一人取り残さない「社会の創り手」を育てる教育

就学前の学びから社会教育へ。

河内長野市での学びがすべてつながり、未来の「社会の創り手」を育てていきます。

教育大綱の理念を具現化するため、学校教育と社会教育の融合を図ります。

そして、すべての市民が自ら主体性を発揮し、あらゆる他者と協働しながら、当事者意識を持った「社会の創り手」となるために、生涯にわたり学び続けられる「学びのまち」を創造していきます。

誰もが学べる「学びのまち」の創造

～ 学校教育と社会教育の連携から融合へ ～



誰一人取り残さない「社会の創り手」を育てる教育

誰もが学べる「学びのまち」の創造 ～ 学校教育と社会教育の連携から融合へ ～

Action1

■誰もが安全・安心に学べる学校の環境整備

- ・安全に安心して学校生活を送ることのできる施設整備
- ・様々な教育課題に対応できる学校のあり方の研究
- ・地元産食材を使用した安心安全な学校給食の提供

Action8

■多様な人々が関わり合いながら 学び・伝え・活かす歴史文化遺産

- ・調査・研究による魅力あるコンテンツ作り
- ・保存・継承とこれからの担う人づくりの強化
- ・各部署の施策と融合した活用の推進

Action2

■「様々な他者との協働的な学び」と 「多様性を包摂する教育活動」の推進

- ・すべての子どもの人権と権利が保障された学校教育活動の推進
- ・学級、学年、学校の枠を超えたReal & Remote教育の推進
- ・不登校、日本語指導、特異な才能のある子ども等への対応

めざす「市民の姿」

- ・対話と協働により、地域課題を解決しようとする市民
- ・自分の「好き」を追究し、学び続ける意欲を持つ市民
- ・ふるさとを誇りに思い、人や自然、文化財を大切にする市民

Action7

■「市民が集い・学ぶ」図書館運営の充実

- ・市民がRealに集う空間の創出
- ・多様な市民に対応した課題解決に役立つ資料の充実
- ・市民がRemoteでアクセスする空間の創出
- ・図書館サービスを市民の居場所に届けるアウトリーチ活動の推進

Action3

■就学前の学びから学校での学びが 一つにつながる教育

- ・かけ橋プログラムに基づく教育実践
- ・「めざす子ども像」を共有した小中一貫教育の推進
- ・中学校区合同での取組み推進と小中一貫教育推進校の実践の普及

めざす「学校教育の姿」

- ・子どもが主体性を発揮しながら学ぶ学校教育
- ・子どもが様々な他者と協働しながら学ぶ学校教育
- ・子どもが「好き」を見つけて探究しながら学ぶ学校教育

めざす「社会教育の姿」

- ・様々な人が集い、つながりの広がる社会教育
- ・自分の「好き」を選び、何度でも学べる社会教育
- ・学校にはない体験的な学びができる社会教育

Action6

■「学び」が広がり「好き」が見つかる 学びの場の提供

- ・地域課題の解決や自身の学びを地域に還元する意欲ある人材の育成
- ・大人の「好き」が見つかる講座内容の充実
- ・小学校と公民館の複合化による効果を最大化する取組みの推進

Action4

■「自分で考え、自分で決める」 「自分の好きを見つけて探究する」学校教育の推進

- ・子どもが自己決定しながら学ぶ授業への転換
- ・「伴走者」の意識を持った教員の育成
- ・教科学習における探究的な学びの推進
- ・一人ひとりの「好き」を課題にした探究活動
- ・ICT機器の有効活用学習の個性化、個別化の推進

Action5

■「子どもの育ちを支える」家庭・地域の教育力の向上

- ・子どもの学びが広がる体験活動の充実
- ・学校運営協議会による学校教育活動への支援充実
- ・持続可能な社会教育関係団体の活動推進と在り方の検討
- ・地域の子どもと大人をつなげ相互に学び育む関係の構築推進

8つのAction及び施策(取組み)

次のページからは、策定した8つのActionごとに、令和8年度に実施する主な施策(取組み)を示します。

なお、施策(取組み)ごとに、「新規」、「充実」、「継続」のいずれかに分類します。

【新規】…新たに始める事業 または 継続事業だが単年度ごとに実施する事業。

【充実】…継続事業を、新たな事業を追加等して実施する事業。

【継続】…前年度以前と同内容で実施する事業。

子どもたちが安全で安心して、健やかに学ぶことができる教育環境を充実させるため、学校施設における教室等の学習スペースの安全・衛生・快適性を確保するとともに、子どもたちの学びの多様化にも対応できる教育環境を整えます。

■ 令和8年度の主な施策（取組み）

予算額（千円） 担当課
下段は前年度予算

【 充実 】 美加の台施設一体型小中一貫教育推進校整備事業

947,600 教育総務課
13,600

【目的・内容】

学校の小規模化により、集団の中で学び合いの機会や社会性、協調性などを育む機会が少なくなる等の課題に対応するため、現在の美加の台中学校に美加の台小学校を移転させ、同一敷地内・同一校舎に小学校と中学校を併存させる施設一体型小中一貫教育推進校の整備を進める。

【予算内訳】

- ・測量設計等委託料：33,657千円
- ・工事請負費：863,600千円
- ・工事監理費：16,843千円
- ・消耗品費：200千円
- ・申請手数料：1,600千円
- ・教室移転業務等委託料：6,860千円
- ・管理用備品：23,800千円
- ・修繕費：1,000千円
- ・通信費：40千円

(国・府支出金)学校施設環境改善交付金56,628千円(地方債)公共施設等適正管理推進事業債・学校教育施設等整備事業債771,500千円(一般財源)119,472千円

【 継続 】 トイレ整備事業

297,682 教育総務課
199,983

【目的・内容】

衛生的で良好な教育環境を確保するために、学校トイレの洋式化及び乾式化を図る。

【予算内訳】

- ・測量設計等委託料：9,351千円
- ・小学校施設設備改善工事：193,930千円
- ・中学校施設設備改善工事：94,401千円

(国・府支出金)学校施設環境改善交付金50,758千円(地方債)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債・学校教育施設等整備事業債246,500千円(一般財源)424千円

【 新規 】 特別教室空調設備整備事業

0 教育総務課
0

【目的・内容】

児童生徒の健康と快適な学習環境を確保するために、空調設備が未設置の特別教室に対し整備を進めていく。 ※債務負担行為に基づき令和9年度に支払い

【予算内訳】

- ・測量設計等委託料：22,900千円(債務負担行為)

【 充実 】 奨学金給付事業

22,400 教育総務課
4,320

【目的・内容】

経済的理由で進学・就学が困難な高等学校等の学生を支援するため、奨学金を大幅に増額し、1年生は年間80,000円を、2年生以上は年間40,000円給付する。

【予算内訳】

- ・奨学金：(R8年度分)11,200千円(R9年度分)11,200千円
- (その他特定財源)奨学基金21,700千円・奨学基金運用収入700千円

【 **新規** 】 市立小中学校校務用携帯電話端末の導入 3,486 教育総務課
【目的・内容】 0
学校から保護者へのスムーズな連絡を行ったり、校外学習等の学習活動における教員間の連絡体制を構築するため、学校規模に応じた台数の校務用携帯電話端末を導入する。
【予算内訳】
・通信運搬費: 3,486千円
(一般財源) 3,486千円

【 **継続** 】 次期学校のあり方の方針の策定 198 教育総務課
【目的・内容】 396
地域の教育力の活用や地域の特性に応じた、子どもたちにとってよりよい学校施設配置のあり方を検討する。
【予算内訳】
・委員報酬: 198千円

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、安全・安心で安定的な学校給食の提供に努めます。
また、食育の推進という観点から、献立を通じて、旬の食材や地域の農作物、伝統的な食文化について学んだり、栄養教諭による出前授業により栄養バランスの重要性について自ら理解する力を育てます。

■ 令和8年度の主な施策（取組み）

予算額（千円） 担当課
下段は前年度予算

【 充実 】 学校給食補助事業

278,474 学校教育課
102,549

【目的・内容】

令和8年度小学校給食費の完全無償化と中学校給食費の一部を市が負担（中学校全員給食実施後の令和9年1月～3月は無償化）するため、学校給食会へ補助金を交付する。

※小学校給食費の完全無償化については、国による給食費の抜本的な負担軽減施策に係る交付金を活用するが、食材費の不足分など市が独自に負担する費用については、重点支援臨時交付金を活用する。（令和7年度補正予算計上）

【予算内訳】

【R8当初予算】

学校給食会補助金:220,506千円

【繰越明許費】

・学校給食会補助金:57,968千円

（国・府支出金）【R8当初予算】給食費負担軽減交付金220,506千円・【繰越明許費】重点支援臨時交付金34,039千円（一般財源）【繰越明許費】23,929千円

【 継続 】 新学校給食センターの整備運営

3,093,252 学校教育課
1,789,182

【目的・内容】

小学校に加えて中学校における全員給食を令和9年1月から実施するため、DBO方式（設計・施行・運営・維持管理一括発注方式）により、新たな学校給食センターの整備、運営等を行う。

【予算内訳】

【R8当初予算】

・新学校給食センター建設工事:2,404,265千円

・測量設計等委託料:41,800千円

・新学校給食センター建設等モニタリング支援業務委託料:3,713千円

・新学校給食センター整備運営事業CM業務委託料:14,213千円

・新学校給食センター運営業務委託料:77,709千円

・新学校給食センター開業準備業務委託料:46,400千円

・新学校給食センター運営等モニタリング支援業務委託料:880千円

・新学校給食センター維持管理業務委託料:6,872千円

【繰越明許費】

・新学校給食センター建設工事:497,400千円

（地方債）【R8当初予算】学校給食施設整備事業債1,834,400千円・【繰越明許費】学校給食施設整備事業債373,000千円（特定財源）【R8当初予算】普通建設事業基金609,665千円・豊かな森林づくり基金2,000千円・【繰越明許費】普通建設事業基金124,400千円（一般財源）149,787千円

【 新規 】 新学校給食センターオープン記念「食育フェスタ」（カレーコンテストグランプリの決定）の開催

1,000 学校教育課

【目的・内容】

令和9年1月予定の新学校給食センターの開業や中学校全員給食の開始等について、市民等へ広く周知を図るとともに食育の推進に繋げるため、11月下旬に食育フェスタを実施する。また、カレーコンテストのグランプリ投票・決定を食育フェスタ内で行う。

【予算内訳】

・食育フェスタ運営等支援業務委託料:1,000千円

（特定財源）子ども教育支援振興基金 1,000千円

0

すべての子どもの人権と権利が保障された教育活動を基盤とし、多様な個性を尊重し合う学校づくりを推進します。

「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を図り、合理的配慮の提供やユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善に取り組み、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを深めます。不登校への対応や日本語指導、特異な才能など、多様な背景や特性に応じたきめ細かな支援を行います。あわせて、リアルとリモートを効果的に組み合わせ、学級や学校の枠を超えた協働的な学びを展開することで、多様な他者と認め合い、共に未来を切り拓く力を育みます。

■ 令和8年度の主な施策（取組み）

予算額（千円） 担当課
下段は前年度予算

<p>【 充実 】 支援教育推進事業（小）</p> <p>（医療・福祉・心理等の専門人材との連携による配慮の必要な児童生徒への支援（学校ハビリテーションの実施）事業含む）</p> <p>【目的・内容】 小学校において、学習や生活に困り感を抱える児童を支援するため、支援員（介助支援員、発達支援員）や専門人材（作業療法士、言語聴覚士、理学療法士）、看護師を学校に配置する等、個々のニーズに応じた適切な教育環境を整備する。</p> <p>【予算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員報酬：54,000千円 ・会計年度任用職員報酬：89,171千円 ・会計年度任用職員手当等：28,687千円 ・講師謝礼等：6,344千円 ・会計年度任用職員費用弁償：3,165千円 ・消耗品費：429千円 ・通信運搬費等：131千円 ・業務用備品：141千円 ・保護者交通費一部給付金：612千円 <p>（国・府支出金）教育支援体制整備事業補助金3,109千円、市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金4,615千円（その他特定財源）子ども教育支援振興基金 5,293千円</p>	<p>128,734 学校教育課</p> <p>113,121</p>
<p>【 継続 】 支援教育推進事業（中）</p> <p>【目的・内容】 中学校において、学習や生活に困り感を抱える生徒を支援するため、支援員（介助支援員、発達支援員）や専門人材、看護師を学校に配置する等、個々のニーズに応じた適切な教育環境を整備する。</p> <p>【予算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬：13,431千円 ・会計年度任用職員手当等：3,947千円 ・謝礼等：174千円 ・会計年度任用職員費用弁償：418千円 ・消耗品費：147千円 ・保護者交通費一部給付金：372千円 <p>（国・府支出金）市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金12千円 （その他特定財源）子ども教育支援振興基金479千円</p>	<p>18,489 学校教育課</p> <p>18,024</p>

<p>【 継続 】 相談員等派遣・配置事業 (うち、外国籍等児童生徒等への日本語指導、生徒支援員、SSW)</p> <p>【目的・内容】 不登校の子どもや日本語指導が必要な子ども等、一人ひとりの多様な状況や背景等にに応じた支援をおこなうための人材を配置する。</p> <p>【予算内訳】 ・会計年度職員報酬費: 15,431千円(生徒支援員、SSW) ・会計年度職員手当等: 2,011千円(生徒支援員、SSW) ・謝礼: 540千円(外国籍等児童生徒等への日本語指導) ・会計年度任用職員費用弁償: 800千円(生徒支援員、SSW)</p> <p>(国・府支出金)市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金12千円</p>	<p>18,117 学校教育課</p> <p>27,586</p>
<p>【 充実 】 不登校児童生徒支援事業</p> <p>【目的・内容】 不登校に至る背景等が多様化・複雑化してきている現状を踏まえ、校内支援ルームや学びの多様化教室(ゆう☆ゆうスペース)の充実を図るとともに、支援人材や多様な学びの場を整備し、個々の状況に寄り添った学習支援や心のケアを行い、社会的自立の実現を支援する。</p> <p>【予算内訳】 ・会計年度任用職員報酬: 15,072千円 ・会計年度任用職員手当等: 5,449千円 ・謝礼: 1,800千円 ・会計年度任用職員費用弁償: 336千円 ・消耗品費等: 1,803千円 ・通信運搬費等: 284千円 ・管理委託料: 456千円 ・機械建物等賃借料等: 19千円 ・通学費補助金: 50千円</p> <p>(国・府支出金)子どもの貧困緊急対策事業費補助金9,213千円 (その他特定財源)子ども教育支援振興基金900千円</p>	<p>25,269 学校教育課</p> <p>16,306</p>
<p>【 継続 】 人権教育推進事業</p> <p>【目的・内容】 教職員が現代の多様な人権課題に対する正しい知識と指導力を習得し、学校現場において差別解消や人権意識の向上を図るための研修・研究に関する経費。教職員が市教育委員会から市人権教育研究会への助成金及び人権教育研究大会など外部研修への参加補助。</p> <p>【予算内訳】 ・講師謝礼: 100千円 ・職員旅費: 35千円 ・消耗品費等: 62千円 ・人権教育負担金: 368千円</p>	<p>565 学校教育課</p> <p>1,278</p>
<p>【 充実 】 生徒・進路指導充実事業(うち、学習支援事業)</p> <p>【目的・内容】 家庭の事情等で学習環境に課題のある中学生を対象に、基礎学力の向上及び学習習慣の定着等を支援するために、民間事業者への委託により夏季休業期間中に全10回の学習支援事業を全中学校を対象に市内4か所で行う。</p> <p>【予算内訳】 ・学習支援事業委託料: 3,987千円 (国・府支出金)子どもの貧困緊急対策事業費補助金1,622千円(その他特定財源)子ども教育支援振興基金2,365千円</p>	<p>3,987 学校教育課</p> <p>3,586</p>

「架け橋プログラム」の充実を図り、就学前から学齢期の学びの円滑な接続を図ります。また、義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」を共有し、中学校区単位での小中合同研究授業や交流活動、相互乗り入れ授業等を推進し、小中一貫した指導体制を確立します。特に施設一体型小中一貫教育推進校では、その利点を最大限に生かした教育活動の研究を深めます。発達の段階に応じ、子どもの学びと育ちを途切れることなくつなぎます。

■ 令和8年度の主な施策（取組み）

予算額（千円） 担当課
下段は前年度予算

【 充実 】 小中一貫教育推進事業（うち、小中一貫教育、架け橋プログラム） 15,075 学校教育課
13,844

【目的・内容】

中1ギャップの解消や、学びの連続性を意識した教育活動を進めるため、小中学校教員の乗り入れ授業の実施等により校種間の円滑な接続をめざす取り組み対し、非常勤講師を配置する等、義務教育9年間を見通した指導体制を整備する。また、小学校において、幼児期の自発的な遊びを通じた学びを、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげることができるよう、各校から選出されたプロジェクト委員が中心となって、幼児教育アドバイザーとの連携により、「架け橋プログラム」の開発に向けた研究を行う。

【予算内訳】

- ・会計年度任用職員報酬：12,627千円
- ・会計年度任用職員手当等：1,848千円
- ・消耗品費：550千円
- ・通信運搬費等：50千円

（国・府支出金）子どもの貧困緊急対策事業費補助金11,619千円

「学び」とは本来、子どもが一方的に知識を受容するものではなく、主体的・自律的な取り組みであるという認識に立ち、子どもが自ら問いを立て、自己決定しながら学ぶ授業への転換を推進します。教員は、子どもにすべてを委ねるのではなく、専門性を発揮し、一人ひとりの思考を深める適切な問いかけや学習環境の設計を行う「学びの伴走者」としての役割を担います。

各教科において個々の「好き」や関心を起点とした探究的な学びを充実させ、未知の課題に創造的に取り組む姿勢を育みます。また、ICT機器を有効に活用することで、学習の個性化・個別化を一層推進し、自律的な学びを支える最適な環境を構築します。

■ 令和8年度の主な施策（取組み）

予算額（千円） 担当課
下段は前年度予算

<p>【 充実 】 小中一貫教育推進事業 (うち、子どもの主体性が高まる教育実践研究事業)</p> <p>【目的・内容】 子どもたちが主体的、自律的に学ぶ授業改善を進めるために、市内学校を研究校に指定して、子どもたちの主体性を育む教育実践の研究を実施する。</p> <p>【予算内訳】 ・会計年度任用職員報酬:8,164千円 ・講師謝礼:450千円 ・会計年度任用職員費用弁償:792千円 ・職員旅費:350千円 ・消耗品費:300千円 ・役員費:1,576千円 ・備品購入費:250千円</p> <p>(国・府支出金)子どもの貧困緊急対策事業費補助金11,619千円</p>	<p>12,132 学校教育課</p> <p>1,000</p>
<p>【 継続 】 教育DX事業</p> <p>【目的・内容】 デジタル技術を活用して、子どもたち一人ひとりの学習課題にきめ細かく対応するために、全中学校にAIソフト「スタディサプリ」を配備し、個別最適な学習環境を整備する。</p> <p>【予算内訳】 ・通信運搬費:6,396千円 (その他特定財源)子ども教育支援振興基金6,396千円</p>	<p>6,396 学校教育課</p> <p>6,699 教育総務課</p>
<p>【 継続 】 教職員研修事業</p> <p>【目的・内容】 教員の各キャリアステージ等に応じた体系的な研修を通じて、専門性を高め、学校の教育力の質的向上を図る。</p> <p>【予算内訳】 ・講師謝礼:895千円 ・消耗品費:15千円 ・教職員研修事業助成金:2,844千円</p>	<p>3,754 学校教育課</p> <p>3,995</p>

【 継続 】 子ども教育支援センター事業

63,106 学校教育課

【目的・内容】

初任者から管理職まで各キャリアステージに応じた専門性の深化を図るため、子ども教育支援センターが核となり、研究授業の指導助言や研修講師、相談業務等を担い、教員の専門性や学校の教育力の向上を図る。

67,779

【予算内訳】

- ・会計年度任用職員報酬等: 14,108千円
- ・会計年度任用職員手当等: 4,315千円
- ・会計年度任用職員費用弁償: 447千円
- ・消耗品費: 30千円
- ・通信運搬費: 206千円
- ・子ども教育支援振興基金積立金: 44,000千円

学校運営協議会を核としたコミュニティ・スクールの運用を充実させ、学校・家庭・地域が目標を共有して子どもたちを育む体制を構築します。

また地域の人材や資源を活かした「ふるさと学」の取組みを通じて、郷土への誇りと愛着を育むとともに、多様な主体が参画する教育コミュニティづくりを推進し、地域全体で子どもたちの学びと成長を支えます。

■ 令和8年度の主な施策（取組み）

予算額（千円） 担当課
下段は前年度予算

【 継続 】 学校運営協議会事業

3,078 学校教育課

【目的・内容】

3,078

社会に開かれた教育課程の実現に向け、全小中学校に設置する学校運営協議会の機能を活かし、各学校の教育方針や課題解決に向けた教育活動の質的向上を図る。

【予算内訳】

- ・委員報酬：2,570千円
- ・講師謝礼等：100千円
- ・消耗品費：200千円
- ・通信運搬費等：206千円
- ・全国コミュニティスクール連絡協議会負担金：2千円

【 継続 】 地域学校協働活動推進事業

3,075 学校教育課

【目的・内容】

3,075

学校運営協議会での議論と効果的に連動させる等、保護者や地域の方が学校における教育活動や様々な活動に参加できる環境づくりを促進し、教育コミュニティづくりの推進を図る。

【予算内訳】

- ・謝礼：1,007千円
- ・消耗品費：2,068千円

(国・府支出金)教育コミュニティづくり推進事業費補助金：1,306千円

地域の子どもと大人とがつながり、相互に学び、育む関係づくりを推進します。また、子どもたちが学校の外でも学びたいと思ったときに、地域の力を活用して学びの場を整え、健やかに育まれる仕組みづくりを推進します。

■ 令和8年度の主な施策（取組み）

予算額（千円） 担当課
下段は前年度予算

<p>【継続】 青少年健全育成事業</p> <p>【目的・内容】 青少年の健全育成を図るため、青少年指導員や青少年健全育成会をはじめ、青少年の健全育成に関わる市民や団体などと連携し、青少年の健全育成活動が円滑に行えるよう支援体制を整える。</p> <p>【予算内訳】 ・委員報酬：2,700千円 ・職員旅費：16千円 ・通信運搬費：10千円 ・手数料：10千円 ・保険料：2千円 ・青少年健全育成対策事業委託料：3,760千円 (一般財源)6,498千円</p>	<p>6,498 社会教育第1課 6,488</p>
<p>【継続】 青少年社会参画推進事業</p> <p>【目的・内容】 社会の一員として、主体的に地域課題を担う次代の人材育成を図るため、青少年が地域活動に参画できる支援体制を整える。</p> <p>【予算内訳】 ・委託料：480千円 (一般財源)480千円</p>	<p>480 社会教育第1課 480</p>
<p>【継続】 子ども見守りパトロール事業</p> <p>【目的・内容】 児童の安全を確保するため、市内13小学校の通学路を中心に青色回転灯付きパトロール車両による巡回を実施する。</p> <p>【予算内訳】 ・需用費：462千円 ・役務費：36千円 ・使用料及び賃借料：13千円 (一般財源)511千円</p>	<p>511 社会教育第1課 430</p>

【 継続 】 放課後子ども教室事業

7,859 社会教育第1課
7,390

【目的・内容】

子どもたちの「生きる力」を育むため、放課後や週末、長期休暇期間における子どもの居場所として、地域の協力を得て、技術や知識とともに、ものの考え方や生活習慣などを学ぶ機会や英語での日常体験、科学体験教室の充実を図る。特に、大阪府企業プログラムの活用や地域の特色を活かしたプログラムを提供する。

【予算内訳】

- ・会計年度任用職員報酬:3,056千円
- ・会計年度任用職員手当等:1,143千円
- ・謝礼:70千円
- ・安全管理員等報償費:1,440千円
- ・会計年度任用職員費用弁償:204千円
- ・職員旅費:6千円
- ・消耗品費:450千円
- ・印刷製本費:100千円
- ・光熱水費:10千円
- ・保険料:180千円
- ・英語体験事業等委託料:1,200千円

(国・府支出金)大阪府教育コミュニティづくり推進費用費補助金522千円(一般財源)7,337千円

【 継続 】 家庭教育・子育て支援事業

454 社会教育第1課
497

【目的・内容】

地域ぐるみで子育てをサポートする市民主体の活動を推進するため、各小中学校等の協力を得て、家庭教育支援講座の充実を図る。また、保護者や小中学生を対象とした「親楽習」講座を実施し、家庭における教育の重要性について理解が深まるよう、学習機会の提供を行う。

【予算内訳】

- ・報償費:440千円
- ・旅費:14千円

(国・府支出金)家庭教育支援事業費補助金226千円(一般財源)228千円

人生100年時代を迎え、誰もが生きがいを感じ、いきいきと創造的に暮らせる社会をつくるには、いつでも、どこでも、何度でも学び続けられる環境が必要です。公民館は、読書環境や情報の提供に努め、人生の各場面で生じる個人や社会の課題解決につながる学びの機会を保障します。

社会教育による学びを通じて「つながり」や「かかわり」を生み出し、学びの成果や喜びを循環させることで一人ひとりの豊かで幸せな人生を支え、持続可能な社会の創り手を育成します。

■ 令和8年度の主な施策（取組み）

予算額（千円） 担当課
下段は前年度予算

【継続】 市民大学くろまる塾運営事業

550 社会教育第1課
550

【目的・内容】

市民が学びを通じて地域社会に貢献し、まちづくりへ参画する生涯学習社会のために、市民大学くろまる塾を通じて様々な講座等を実施する。
また、その得られた知見を活かし、くろまる塾講座の充実と生涯学習の推進を図るため、博士号認定者をマイスターとして認定する。

【予算内訳】

・講師謝礼：450千円
・印刷製本費：100千円
(一般財源)550千円

【継続】 市民交流センター管理運営事業

101,113 社会教育第1課
9,341

【目的・内容】

社会教育関係機能(図書館、青少年センター)と国際交流センター機能等を中心に、生涯学習の拠点的作用を担う市民交流センターが多くの市民にとって親しみやすい施設となるよう効率的・効果的な活用を図るために、引き続き施設の機能維持を図る。
令和8年度においては、中央監視装置の更新、防犯カメラ設備の改修、特定天井の改修、トイレ温水洗浄便座の設置等を実施する。

【予算内訳】

・修繕料：63,870千円
・工事請負費：35,000千円
・備品購入費：2,243千円
(その他特定財源)公共施設維持改修基金64,416千円(国庫支出金)社会資本整備総合交付金11,666千円(地方債)公共事業等債21,000千円・緊急防災減災事業債1,000千円(一般財源)3,031千円

【 継続 】 公民館主催事業

900 社会教育第1課
900

【目的・内容】

地域の学びの拠点として、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりを進めるため、社会的課題に対応した主催講座を実施する。

【予算内訳】

・講師謝礼:900千円
(一般財源)900千円

【 継続 】 小学校・公民館複合化事業

3,986 社会教育第1課
5,150

【目的・内容】

小学校との複合化を進める加賀田公民館の環境整備を行うため、周辺里道水路改修や旧加賀田公民館の除却に伴うアスベスト含有調査等を実施する。

【予算内訳】

・修繕料:2,000千円
・エレベータ保守点検業務委託料:300千円
・アスベスト分析調査業務委託料:986千円
・管理用備品:700千円

(地方債)一般単独事業債(石綿分)900千円・公共施設等適正管理推進事業債1,800千円(その他特定財源)普通建設基金286千円・生涯学習及び国際交流基金1,000千円

図書館は市民一人一人のニーズに対応できる情報拠点を目指し、いつでも、どこでも、何度でも学び続けられる環境を整備します。読書環境や資料情報の提供に努めることで、人生の各場面で生じる個人や社会の課題解決につながる学びの機会を保障します。

その実現に向けて、人々がリアルに集う場とリモートでアクセスできる読書環境を創出し、多様な課題解決に役立つ資料を充実させるとともに、市民の居場所へ図書館サービスを届けるアウトリーチ活動を推進します。

■ 令和8年度の主な施策（取組み）

予算額（千円） 担当課
下段は前年度予算

<p>【継続】 課題解決型図書館に対応した資料整備事業</p> <p>【目的・内容】 市民が直面する日常の課題の解決に資するため、市民のニーズや時代に即した多様な資料を充実し、資料を活用したサービスの提供に取り組む。</p> <p>【予算内訳】 消耗品費：3,186千円 図書（業務用）購入費：16,615千円 （一般財源）19,801千円</p>	<p>19,801 社会教育第2課 21,588</p>
<p>【継続】 読書振興事業</p> <p>【目的・内容】 多様な市民が読書に親しむことができるようにするため、「子ども読書活動推進計画」や「図書館事業計画」に基づき、関係各機関やボランティアと連携しながら図書館サービスの充実に努める。</p> <p>【予算内訳】 講師謝礼：330千円 （その他特定財源）生涯学習及び国際交流基金140千円（一般財源）190千円</p>	<p>330 社会教育第2課 190</p>
<p>【継続】 対面朗読・音訳ボランティア養成事業</p> <p>【目的・内容】 紙の書籍が利用しづらい視覚障がい者等にも不自由なく読書できる環境を整えるため、希望する書籍を朗読する「対面朗読」や耳で聴ける「録音図書」の製作を担うボランティアを養成する講座を開催する。平成13年度、24年度に行った講座の受講者を中心とするボランティアが高齢化等により減少したことから、令和8年度に実施する。</p> <p>【予算内訳】 ・講師謝礼：140千円（再掲） （その他特定財源）生涯学習及び国際交流基金140千円</p>	<p>140 社会教育第2課 0</p>
<p>【充実】 電子図書館サービス推進事業</p> <p>【目的・内容】 非来館型の図書館サービスの充実と、幅広い利用者の読書機会の拡大を図るため、オンラインでパソコン・スマートフォン等から利用できる電子書籍を充実させる。</p> <p>【予算内訳】 ・電子書籍等利用料：2,160千円 ・電子書籍システム利用料：792千円 （その他特定財源）生涯学習及び国際交流基金2,160千円（一般財源）792千円</p>	<p>2,952 社会教育第2課 2,660</p>

【 継続 】 郷土資料デジタル化事業

728 社会教育第2課
728

【目的・内容】

市民の郷土歴史への関心を醸成し、郷土の歴史を後世に伝えるため、古絵図等のデジタル化及び古絵図等データベース搭載による公開を行う。

【予算内訳】

- ・クラウドサービス利用料:528千円
 - ・古絵図等撮影業務委託料:200千円
- (一般財源)728千円

【 継続 】 英語資料整備事業

340 社会教育第2課
340

【目的・内容】

グローバル化の進む現代において欠かせない英語力向上のため、英語多読をはじめとした英語資料を整備するとともに、市民による活用を推進する。

【予算内訳】

- ・講師謝礼:40千円(再掲)
 - ・図書(業務用)購入費:300千円(再掲)
- (一般財源)340千円

【 継続 】 図書館ネットワーク整備事業

10,799 社会教育第2課
11,170

【目的・内容】

図書館遠隔地に住む市民の読書や学習の機会を保障するため、公民館図書室・自動車文庫の図書整備や、自動車文庫の運行を維持・継続する。

【予算内訳】

- 図書館資料等集配送業務委託料:6,380千円
 - 自動車文庫車両運行業務委託料:2,145千円
 - 図書(業務用)購入費:2,274千円
- (一般財源)10,799千円

教育・観光・地域づくりの重要な資源となる歴史文化遺産について、調査・研究によってその価値を明らかにし、魅力ある学びのコンテンツ作りを行います。また、豊富な歴史文化遺産の保存・継承とこれらを担当する人づくりの取組を強化します。そして、各部署の施策と融合させ、社会的課題解決のため、多分野において活用を推進します。

■ 令和8年度の主な施策（取組み）

予算額（千円） 担当課
下段は前年度予算

【継続】 埋蔵文化財・未指定文化財の調査の実施

440 社会教育第2課

【目的・内容】

466

市内の歴史文化遺産を把握し、その価値を明らかにするため、開発事業や個人住宅の建設等に際して埋蔵文化財の発掘調査を実施したり、未指定文化財を調査して、必要に応じて保存措置を検討する。

【予算内訳】

- ・消耗品費：15千円
 - ・埋蔵文化財掘削等業務委託料：264千円
 - ・埋蔵文化財発掘調査用機械掘削業務委託料：161千円
- （一般財源）440千円

【継続】 指定文化財保存修理事業

14,216 社会教育第2課

【目的・内容】

21,149

郷土歴史学習や子ども文化財解説で活用する重要な教育資源であり、本市の主要な観光資源でもある指定文化財を将来にわたって保存・継承していくため、「文化財保存事業補助金交付要綱」に基づき、緊急性が高い修理・整備事業に対して補助金の交付を実施する。

【予算内訳】

- ・国指定文化財保存修理事業補助金：11,426千円
 - ・府指定文化財保存修理事業補助金：2,790千円
- （その他特定財源）ふるさとづくり基金14,216千円

【継続】 歴史文化遺産の活用の推進

443 社会教育第2課

【目的・内容】

513

第2次河内長野市文化財保存活用地域計画に基づき、市内の豊富な歴史文化遺産を伝え、活かし、社会的課題の解決のため、教育（学校教育・社会教育）・観光・地域づくり分野での歴史文化遺産の活用を推進する。

- ・教育分野：市内の小・中学校で実施する郷土歴史学習や子ども文化財解説、高等学校における探究学習への支援等で幅広く歴史文化遺産を活用し、ふるさと意識の高揚を図る。
- ・観光分野：3つの日本遺産を活用し、魅力の発信を行う。
- ・地域づくり分野：歴史文化遺産を活用した住民活動を推進する。

【予算内訳】

- 謝礼：100千円
 - 職員旅費：200千円
 - 消耗品費：73千円
 - 通信運搬費：20千円
 - 全国史跡整備市町村協議会加盟市町村負担金：50千円
- （一般財源）443千円

<p>【 充実 】 河内長野版歳時記プロジェクト</p> <p>【目的・内容】 本市で実施される祭礼・行事等の変容や減少、そして後継者育成といった地域の課題解決に寄与するため、特徴的な祭礼等を映像等資料として記録し、普及啓発や学習等に活用する。</p> <p>【予算内訳】 ・謝礼:255千円 ・消耗品費:15千円 ・デジタルコンテンツ作成業務委託料:1,265千円 (その他特定財源)生涯学習及び国際交流基金1,265千円(一般財源)270千円</p>	<p>1,535 社会教育第2課 920</p>
<p>【 継続 】 文化財特別公開事業</p> <p>【目的・内容】 本市に所在する豊富な文化財を多様な人々と共有し、その価値や魅力を広く発信し、活用していくため、地域住民や小学校等と連携して、普段非公開のものを含めた地域の文化財の特別公開を実施する。令和4年度まで実施していた継続事業を、令和8年度から再開する。</p> <p>【予算内訳】 ・謝礼:20千円 ・消耗品費:20千円 ・印刷製本費:30千円 (一般財源)70千円</p>	<p>70 社会教育第2課 0</p>
<p>【 新規 】 河内長野市史の編さん事業</p> <p>【目的・内容】 広く市民が本市の歴史に関心を持ち、理解を深めることを目的として、平成17年度が最後の刊行となっている河内長野市史の編さんに取り組む。</p> <p>【予算内訳】 ・職員旅費:20千円 (一般財源)20千円</p>	<p>20 社会教育第2課 0</p>

別冊 2

議案第 16 号関係

令和 8 年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項につ
いて

河内長野市教育委員会事務局



令和 8 年度

河内長野市立学校に 対する指導・助言事項



河内長野市教育委員会

目 次

- ◆第1章 確かな学力の定着と学びの深化-- 4
 - 重点1. 学習指導要領の確実な実施 -----5
 - (1) 主体的・対話的で深い学びの実現
 - (2) カリキュラム・マネジメントの充実
 - (3) 指導と評価の一体化の充実
 - (4) 総合的な学習の時間
 - (5) 国旗・国歌の指導
 - (6) 現代社会の諸課題
 - 重点2. 学力向上の取組みの充実 -----7
 - (1) 一人ひとりの学力を伸ばすための検証・改善
 - (2) 日常的な授業改善
 - (3) 言語能力の育成
 - (4) 情報活用能力の育成
 - (5) ICT活用による学びの充実
 - 重点3. 確かな学力をはぐくみ感性を豊かにする読書活動の充実 -----10
 - (1) 学校図書館を活用した学習
 - (2) 読書への興味・関心を高める工夫
 - (3) 学校図書館活用のための環境整備
 - (4) 読書活動の充実に向けての連携
 - 重点4. 伝統・文化や英語教育等の特色ある教育の推進 -----12
 - (1) 言語や文化に対する理解
 - (2) 授業における言語活動の工夫
 - (3) 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導
 - (4) 身に付けた英語力を発揮する機会の創出
 - (5) 組織的な英語教育の推進
 - (6) 伝統文化等に関する教育の推進
 - 重点5. 一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実 -----15
 - (1) 日本語指導が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備
 - (2) 校種間の円滑な接続と指導体制の充実
 - 重点6. 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進 -----18
 - (1) 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進
 - (2) 交流及び共同学習の充実
 - (3) 障がいのある児童・生徒の教育課程の編成
 - (4) 校内支援体制の充実
 - (5) 通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実
 - (6) 通級による指導の充実
 - (7) 就学相談・支援の充実
 - (8) 合理的配慮についての適切な対応
 - (9) 早期から切れ目のない支援体制の構築
 - (10) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用
 - (11) 病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実
 - (12) 教職員の資質向上
 - (13) 支援学校のセンター的機能の活用
- ◆第2章 豊かな心と健やかな体の育成--- 22
 - 重点7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実 -----23
 - (1) 人権教育の充実
 - (2) 人権教育の一環としての同和教育の推進
 - (3) 道徳教育の充実
 - (4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
 - (5) 多文化共生教育の推進
 - (6) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応
 - (7) 平和教育の推進
 - (8) 福祉・ボランティア教育の推進
 - (9) 人権侵害事象等に対する対応
 - (10) 「こころの再生」府民運動
 - (11) 教職員人権研修ハンドブックの活用
 - (12) 大阪人権博物館(リバティおおさか)が収集してきた資料の活用
 - 重点8. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進 -----27
 - (1) 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性の伸長を支える取組みの推進
 - (2) 不登校への取組み
 - (3) いじめへの取組み
 - (4) インターネット、SNS上のトラブルへの取組み
 - (5) ヤングケアラーへの取組み
 - (6) 暴力行為等への取組み
 - 重点9. 子どもたちの生命・身体を守る体制づくり -----31
 - (1) 相談体制の充実、自ら相談する力の育成
 - (2) 児童虐待への対応
 - (3) 個人情報の適正な取扱い
 - 重点10. 体力づくりの推進と体育活動中の事

事故防止等の取組み -----	33	めの多職種連携 -----	45
(1) 体力づくりの推進		(1) スクールカウンセラーについて	
(2) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底		(2) スクールソーシャルワーカーについて	
(3) 武道における安全指導		(3) スクールロイヤーについて	
重点 11. 健康教育の充実 -----	35	(4) 多職種連携について	
(1) 食物アレルギー事故防止の徹底		(5) 関係機関について	
(2) 学校給食における衛生管理の徹底		重点 16. 教育コミュニティづくりの推進 ---	47
(3) 食育の推進		(1) 教育コミュニティづくりの活性化	
(4) 学校保健計画の策定		(2) 学校運営協議会の充実	
(5) 生活習慣の確立		(3) 地域とともにある学校づくりに係る組織の さらなる充実	
(6) がん教育の推進			
(7) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実		◆第5章 力と熱意を備えた教員と学校組織 づくり -----	48
(8) 心の健康に関する指導の充実		重点 17. 働き方改革 -----	49
(9) 感染症予防の取組み		(1) 在校等時間管理について	
(10) 性に関する指導の充実		(2) 部活動の取組み	
(11) AED使用を含めた心肺蘇生実施体制の 整備		(3) 教育的意義や教育的価値を達成する学校 行事の実施	
(12) 近視の発症と進行を予防するための取組み の充実		(4) 休憩時間について	
(13) 学校保健委員会の開催		(5) 労働安全衛生体制の充実	
重点 12. 子どもの自主性を尊重した部活動の 取組み -----	38	重点 18. 教職員の資質・能力の向上 -----	50
(1) 部活動の取組み		(1) 教職員の豊かな人間性	
◆第3章 将来を見すえた自主性・自立性の育 成 -----	39	(2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり	
重点 13. 自主性・自立性を育成するキャリア 教育・進路指導の推進 -----	40	(3) 若手教職員の育成	
(1) キャリア教育・進路指導の充実		(4) 研修成果の還元	
(2) 障がいのある生徒の進路指導の充実		(5) 研修の計画的な実施	
(3) 日本語指導が必要な児童・生徒の進路指導 の充実〔一部再掲〕		(6) 教職員全体の指導力向上	
(4) 奨学金制度等の周知・活用		(7) 女性教職員の登用	
重点 14. 社会とつながる学習活動の推進 ---	42	(8) 評価基準をふまえた適正な評価と教職員の 育成	
(1) 探究的な学習の充実		(9) 承認研修について	
(2) 主体的に社会に参画する力を育む指導の充 実		(10) 次世代育成について	
(3) 体験活動の充実		(11) 女性活躍の推進について	
(4) 「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロ ジェクト」の活用		重点 19. 学校の組織力の向上 -----	53
(5) 環境教育の充実		(1) 機能的な学校運営	
(6) 小学生すくすくウォッチ「わくわく問題」 の活用		(2) 学校評価の充実	
◆第4章 多様な主体との協働 -----	44	(3) 法定表簿等の適正な記載	
重点 15. 子どもたちの安全・安心を支えるた め		重点 20. 不祥事の防止 -----	54
		(1) 児童・生徒に対する性暴力等について	
		(2) 飲酒運転について	
		(3) 服務監督について	
		(4) 通勤について	
		(5) 兼職・兼業について	
		(6) 教職員の服務規律の確保について	
		(7) 適正な旅費申請について	

重点 21. 体罰、セクシュアル・ハラスメント 防止の取組み-----	56	◆第6章 学びを支える環境整備-----	60
(1) 体罰防止の取組み		重点 24. 自然災害等に備えた安全・安心な教 育環境の確保及び安全教育の充実---	61
(2) セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行 為等性暴力行為の防止の取組み		(1) 学校安全計画の策定	
重点 22. 職場におけるハラスメントの防止 -----	58	(2) 安全確保・安全管理の徹底	
(1) ハラスメントの未然防止		(3) 学校事故対応の徹底	
(2) 良好な勤務環境の維持		(4) 緊急事態への対応	
(3) 校内相談窓口の周知と適切な対応		(5) 地域関係機関と連携した安全確保及び安 全管理	
重点 23. 「指導が不適切である」教員への対応 -----	59	(6) 安全教育の推進及び安全確保の取組みの 点検・強化	

第1章 確かな学力の定着と学びの深化

1

学習指導要領の確実な実施

学習指導要領をふまえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を養うことが重要である。また、自己決定しながら学ぶ姿、様々な人と協働して学ぶ姿、自分の「好き」を見つけて、自分で深く探究する姿をめざし、子どもたちが意欲的に学び、自ら考え行動できる力を育成することができるよう授業改善に努める。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- ・ 自己決定しながら学ぶ、様々な人と協働して学ぶ、自分で深く探究する等、主体的に学び、行動できる資質・能力を育成すること。
- ・ 児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てるとともに、教育課程の実施状況を評価し、その改善を図りながら、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。

【取組み項目】

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

- ・ 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。その際、児童・生徒が自己調整しながら学習を進めていくことや多様な他者と協働することなどを発達段階に配慮しながら指導を行うこと。
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させた上で、個に応じた学習活動に取り組む機会の充実や、自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度等を育成することができるよう、市指定校において研究を進めること。
- ・ 一斉指導を基盤にしつつ、子どもたち一人ひとりの実態に応じた指導の充実を図ること。

(2) カリキュラム・マネジメントの充実

- ・ 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数をふまえて教育課程を編成すること。その際、児童・生徒の負担をふまえると同時に、学校における働き方改革に

配慮すること。また、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことに留意したうえで、適切に教育課程を編成すること。

- ・ 例えば、小学校においては、標準時数を概ね確保している現状から、時数の量的拡大ではなく、主体的・対話的で深い学び、自律的な学び、探究的な学びを深めるための授業研究等、教育の質の向上に資する取組みを計画的に検討することや、中学校においては、標準時数の確実な履行に努めるとともに、生徒一人ひとりの学習状況に応じた個別最適な学びの推進や総合的な学習の時間における探究的な学習活動の充実等、各学校の実態の適切な分析のうえ、その対策にむけた工夫をすること。
- ・ 地域の実情や学校の実態等をふまえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点を持ちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てること。また「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、地域や家庭とも共有を図ること。
- ・ 学校評価やアンケート等を活用し、学校の教育目標や教育課程等が児童・生徒、地域、

学校の実態に応じたものになっているかを把握したうえで、適宜見直し、改善を図ること。

- ・ 学校行事については、これまで実施してきた経緯や目的を踏まえ、教育的価値が損なわれることのないように十分に留意しながら、真に必要な学校行事となるよう、実施や内容等について見直しを行うこと。その際、児童・生徒が主体的に計画・企画したりできるような実施方法についても工夫すること。

(3) 指導と評価の一体化の充実

- ・ 学習評価を行うにあたっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実すること。また、評価方法については、挙手の回数や毎時間ノートを取っていることで、主体的に学習に取り組む態度を判断するような誤った評価等、必要性・妥当性が認められないものは見直すこと。
- ・ 学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府や市作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。

(4) 総合的な学習の時間

- ・ 総合的な学習の時間については、探究的な学習を重視するとともに、教科等横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成し、確実に実施すること。また、中学校区で実施する研究授業の取組みを通じて、9年間の系統性のあるカリキュラムの研究を進めること。
- ・ 「調べ学習」に留まることなく、児童・生徒が立てた仮説に基づき、情報を収集し、分析して新たな価値を創造する探究プロセスを重視すること。
- ・ 児童・生徒が自己の興味関心に基づいて設定した課題に対し、個別の解決を図る探究の過程を一層重視すること。その際、試行錯誤を繰り返す個人探究の場면을計画的に確保し、知的好奇心を原動力とした「深い学び」の実現を図ること。
- ・ 指導に当たっては、社会と自分との関連を

意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るなど、学習内容と社会との関連に留意すること。

- ・ 探究的な学習の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、まとめたり表現したりする学習活動の充実を図ること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。（重点14に関連する記載あり）

(5) 国旗・国歌の指導

- ・ 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。なお、教員は教育公務員として市民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。
- ・ 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることをふまえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱うこと。

(6) 現代社会の諸課題

- ・ 社会科を学習する際、自然災害からの復興、少子高齢化の問題、環境問題、日本人拉致問題、領土問題など、国内外に残されている諸課題等にも触れ、現代の課題を考え続ける姿勢をもてるようにすること。日本人拉致問題の学習の際には、アニメ「めぐみ」等を活用すること。
- ・ 各教科等において補助教材を使用する際には、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従ったうえで、児童・生徒の心身の発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないこと。
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）について知るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた内容を各教科等で取り扱うこと。

2

学力向上の取組みの充実

各学校においては、ICTを効果的に活用しながら授業改善を行うとともに、客観的なデータに基づき、一人ひとりの学力を伸ばすことや、学校全体の取組みの検証・改善を行うことが重要である。

- ・ すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校全体で育成すること。
- ・ 必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する等の活動を各教科等で計画的に行い、思考力・判断力・表現力を育成すること。
- ・ 1人1台端末・ICTを日常かつ効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図ること。
- ・ 児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に進めるとともに、児童・生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用すること。
- ・ 情報活用能力の育成にあたっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。

【取組み項目】

(1) 一人ひとりの学力を伸ばすための
検証・改善

- ・ 確かな学力を育むために、学校の組織的な取組みを一層進めること。その際、テスト等も有効に用いて子どもたちの学習状況を把握し、取組みの検証・改善を行うこと。
- ・ 子ども一人ひとりの学習内容の定着に向け、つきたい力を明確にした授業を行うこと。また、日々の授業での子どもたちの発言や行動、ふりかえり等から、目標の達成状況を把握し、日常的に自らの授業を振り返り、改善すること。
- ・ 府指定「確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校(TM校)」、「情報活用能力をはぐくむモデル校」、「授業改善の推進校(JS校)」等の実施校においては、児童・生徒の課題に正対した取組みを充実させ、その成果を市域全体に発信すること。他校は、その取組みの成果を活用し、自校の実践を充実させること。

(2) 日常的な授業改善

- ・ 各教科の授業においては「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け

た授業改善を行うこと。

- ・ 子どもたちの実態を把握し、つきたい力を明確にして単元の指導計画等を作成するとともに、目的に応じた教材・教具の活用、観察や実験、体験的な活動を取り入れるなど、授業展開を工夫すること。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現にあたっては、学習者が自分自身の学習活動に能動的に関わり、自らの学習を調整する主体的な学びを促す授業づくりの研究にも取り組むこと。
- ・ 思考力・判断力・表現力の育成にあたっては、児童・生徒が各教科等の学習内容を、日常生活や社会と関連づけながら、論理的に考え、表現することができるよう、指導の充実を図ること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるよう、思考ツール(シンキングツール)を適切に使用した授業に取り組むこと。ただし、ツールの活用自体が目的化しないよう、学習の過程において、どのような意図で、どのように使用するかを計画的に考えた上で、進めるよう留意すること。
- ・ 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導及び、小学校における専科指導等に取り組むに

当たっては、児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果を生かし、より効果的な指導方法の工夫改善を図ること。

(3) 言語能力の育成

- ・ 言語能力の育成に当たっては、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うこと。
- ・ 国語科では、系統的に言語能力の育成を図ること。また、各教科等においても、それぞれの目標を達成させるとともに、言語活動を充実させ、言語能力の育成に努めること。
- ・ 言語能力の育成にあたっては府指定事業「言語能力をはぐくむモデル校」等の実践事例を参考にすること。
- ・ 言語活動の一環として、児童・生徒どうしがお薦めの本を紹介し合う活動(ブックトークや Best Book Battle【B1】等)を実施し、読むことにとどまらず、表現力やプレゼンテーション能力の向上を図ること。

(4) 情報活用能力の育成

- ・ 情報活用能力の育成に当たっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」「大阪府における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた1人1台端末を活用した学びの姿」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導の実施に努めること。
- ・ 児童・生徒が学び方を身につけることができるよう、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理し、その結果を評価・改善する力をつけるための授業を展開すること。
- ・ 本や各メディアの情報の特性を理解し、学校図書館で自ら必要な情報を探し出す等するなかで、課題解決を図るために必要な力を育成すること。
- ・ 1人1台端末とクラウドを効果的に活用しながら学びを深める際に必要となるICTの基本的な操作を身につけられるよう、体系

的に育成を図ること。

- ・ SNSによる人権侵害が生起していることや、生成AI等が普及していることもふまえ、得られた情報・ニュース等の正誤を判断することや、正しい情報を調べること、情報を適切に活用することなどに必要な情報モラル等の育成に努めること。
- ・ 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、1人1台端末等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むこと。その際、プログラミング教材を有効に活用すること。

(5) ICT活用による学びの充実

- ・ ICTの活用にあたっては、各校作成の1人1台端末活用推進計画書を基に、1人1台端末が鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとして捉え、すべての教員が日常的、効果的に授業で活用すること。その際、児童・生徒がICT機器を長時間使用することによる、目の疲労や視力低下、姿勢の悪化など、健康への影響に十分留意すること。
- ・ 児童・生徒一人ひとりが個別最適な学びを実現できるよう、1人1台端末を効果的に活用すること。その際、児童・生徒が自身の成長やつまづきなど、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう支援すること。
- ・ 協働的な学びの充実に向けて、1人1台端末を効果的に活用すること。その際、クラウドなどを効果的に活用し、多様な他者の考えにふれ、自身の学びを深める活動や他者とともに問題の発見や解決に挑む活動などを行い、児童・生徒が多様な他者と協働することの重要性などを実感することができるよう工夫すること。
- ・ デジタル教科書や本市が導入する「eライブラリ」「スタディサプリ」「BASE in OSAKA」等のデジタルコンテンツを積極的に活用し、学習内容の定着や補充的・発展

的な学習を行うとともに、児童・生徒の理解度や学習状況を把握し、一人ひとりに適した学びや指導に努めること。また、研究校においては、個別最適な学びにおいて「Queen a」を効果的に活用すること。

- ・ 家庭学習の充実に向けて、日常的に1人1台端末や前述のデジタルコンテンツを積極的に活用すること。
- ・ 地理的に離れた学校間において、児童・生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりすることを通じて、児童・生徒の思考力・判断力・表現力を高め、深い学びを実現するため、遠隔合同授業を計画的に実施すること。
- ・ ICT活用による学びの充実に際しては、「情報活用能力をはぐくむモデル校」や本市教職員ポータルサイトの実践事例を参考にすること。

- ・ 生成AIを利活用する場合は、河内長野市教育情報セキュリティポリシーや、「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン (Ver. 2.0)」に基づくこと。教職員が校務等で利用する場合は、生成AIの仕組みや特徴を理解したうえで、適切に利用できるようにすること。また、児童・生徒が学習等で利用する場合は、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味し、発達段階に応じて「生成AI自体を学ぶ場面」「使い方を学ぶ場面」「各教科等において積極的に用いる場面」等、適切な場面で利活用すること。
- ・ ICTの活用においては、本市教育情報セキュリティポリシーに基づき、安全性を確保しつつ、クラウド活用のメリットを活かした学びの充実に努めること。

《参考（市資料）》

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和8年3月）

「全国学力・学習状況調査結果概要」（令和7年10月）

「小学生すくすくウォッチ結果概要」（令和7年10月）

「遠隔合同授業の推進について」（令和8年4月）

「教職員向けリーフレット「大阪府情報活用能力ステップシート」について」（令和6年3月13日）

「『初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン』の作成について」（令和5年7月）

3 確かな学力をはぐくみ感性を豊かにする読書活動の充実

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものであることから、その推進が必要である。また、各教科や教科横断的な学習等において、学校図書館の機能を計画的かつ体系的に利活用し、児童・生徒の言語能力や情報活用能力及び、生涯にわたり主体的に学習する態度を育成すること。また、日常的に読書活動を進め、子どもたちの読書への興味・関心を高めること。

- ・ 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書を行い、豊かな語彙を獲得できるよう、すべての学校で読書活動を推進すること。
- ・ 各教科等における学習や教科横断的・探究的な学習が充実するよう学校図書館の活用計画を策定し、年間を通じて学校図書館を活用すること。
- ・ 各学年の学習計画や児童・生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行うこと。
- ・ Best Book Battle (B1) 等を活用し、子どもが本に興味・関心を持つよう、読書活動の普及啓発・推進を図ること。
- ・ 「河内長野市子ども読書活動推進計画」の趣旨をふまえ、発達段階に応じて、すべての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境の整備を図ること。
- ・ 学校図書館を活用した学習を進める際には、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。

【取組み項目】

(1) 学校図書館を活用した学習

- ・ 各教科等での学習活動に学校図書館の活用を計画的に位置付け、言語能力・情報活用能力等の育成を図ること。
- ・ 教員や児童・生徒への図書館資料の提供を行ったり、調べ学習の際にアドバイスをしたりするなど、担任と言語力向上司書職員との連携により、学習の理解を深める取組みを進めること。
- ・ 問題発見・解決能力等の育成のため、授業中はもとより、授業以外の場面でも、主体的に児童・生徒が学校図書館を活用し、調べ読みや探究的な学習に取り組むことができるよう支援すること。
- ・ その際には、府指定事業「言語能力をはぐくむモデル校」等の実践事例を参考にすること。

(2) 読書への興味・関心を高める工夫

- ・ 児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるよう読書に関する興味・関心を高める工夫を行うこと。その際、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて子どもが選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。
- ・ 読書タイムや国語科における並行読書、ブックトークや Best Book Battle (B1) 等を計画的に設定し、読書活動の充実を図ること。その際、市立図書館と連携した「えほんのひろば」や府のオーサービジット事業等も効果的に活用すること。

(3) 学校図書館活用のための環境整備

- ・ 「読書センター」として、児童・生徒が本を読みたくなるような読書環境を計画的に整備すること。また、配架の仕方や読書スペースの工夫などを行うなど、子どもたちが本を身近に感じ、興味を持つことができるような環境整備を行うこと。加えて、学校図書館以外にも、教室や廊下等に本を配置するなど、子どもたちが本に触れる機会を増やすこと。
- ・ 「学習・情報センター」として、年間指導計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい環境を整えるために、授業で役立つ資料を準備したり、児童・生徒の作品を展示したりすること。
- ・ 取り組みの充実に当たっては、市立図書館と連携を図り、団体貸し出し等のサービスも積極的に活用すること。

- ・ 学習者用端末が導入されたことをふまえ、市立図書館の電子書籍の貸し出しも有効に活用すること。
- ・ 「学校図書館法」及び文部科学省通知「学校図書館司書教諭の発令について」に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うこと。司書教諭（学校司書）を中心に、すべての教職員による学校図書館の運営体制を確立すること。

(4) 読書活動の充実に向けての連携

- ・ 子どもたちが読書に親しみ、学び、読書の楽しさを共有できるよう、すべての学校で市立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを進めること。その際、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」を活用すること。

《参考（市資料）》

「河内長野市子ども読書活動推進計画（令和8年度改定版）」（令和8年3月）

4 伝統・文化や英語教育等の特色ある教育の推進

知識基盤社会やグローバル化の進展により国際的な相互依存関係がより深まっていく中で、郷土や国で育まれてきた優れた伝統・文化について理解を深めるとともに、国際的視野で他国の文化や習慣を尊重する態度を養う教育を推進する必要がある。また、英語教育においては、児童・生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進することが重要である。

- ・ 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための学習を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付つけられるようにすること。
- ・ 話や文章等の内容を正確に捉え、概要や要点を把握し、自分の考えを書いたり、伝えたりする活動の充実を図ること。
- ・ デジタル教科書や「BASE in OSAKA」等のデジタルコンテンツ等、1人1台端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させること。
- ・ 郷土の歴史や伝統文化に関する学習「ふるさと学」を実施し、日本遺産に認定された貴重な歴史文化遺産を活用した体験的な学習や郷土歴史学習施設等を効果的に活用すること。その際、「河内長野市文化財保存活用地域計画」や「河内長野版歳時記」を有効に活用すること。

【取組み項目】

(1) 言語や文化に対する理解

- ・ 外国語（英語）の基本的な表現、音声・文字、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めること。
- ・ NETやALT等の専門性を有する人材と児童・生徒とが交流して、伝え合う体験や、異なる国の文化を知る活動を活かしながら、多様な考え方に対する理解を深めたり、実社会・実生活とのつながりを考えたりするなど、探究的な学びとの関連を図ること。
- ・ NETの活用、中学校英語教員による小学校への乗り入れ授業、授業研究の充実を通して、さらなる指導の充実を図るとともに、中学校への接続に留意すること。
- ・ 小学校6年生対象の「World 学習」を通して、異なる文化や生活・習慣を知り、外国の言語や文化に興味を抱くとともに、多種多様な人と様々な言語を通して自分自身を表現する態度を養うこと。

(2) 授業における言語活動の工夫

- ・ 言語活動を行う際には、小学校においては「身近で簡単な事柄」を、中学校においては「日常的な話題や社会的な話題」を取り上げるなど、コミュニケーションを行う目的や場面、状況の設定について工夫すること。
- ・ 小学校においては、英語を使って伝え合う体験や活動を通して、自分の思いを伝えたり、相手に対する理解を深めたりして、満足感や達成感を味わうことができるようにすること。また、「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと。
- ・ 中学校においては、英語を使って情報や自分の考えなどを話したり書いたりして伝え合う活動の充実を図るとともに、即興でやり取りする活動を重視すること。
- ・ 言語活動を行う際には、ネイティブスピー

第1章 確かな学力の定着と学びの深化

一カーの音声を聞いたり、やり取りしたりする機会を増やすために、「STEPS in OSAKA」や「BASE in OSAKA」等のデジタルコンテンツも活用すること。

(3) 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導

- ・ 教員が授業における学習到達目標を設定したり、児童・生徒が自身の英語でできるようになったことをふりかえったりする際に、CAN-DOリストを効果的に活用すること。
- ・ 年間の指導計画を見通して、適切な場面でパフォーマンステストを実施し、指導に生かす評価を行うこと。その際、英語でコミュニケーションを行う目的や場面・状況の設定を工夫して、言語活動を通して身に付けたコミュニケーション能力の的確な把握に努めること。
- ・ 評価を行う際にはインタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方法を選択すること。
- ・ デジタル教科書や1人1台端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させること。その際、学習ツールとして、府作成の「STEPS in OSAKA」や「BASE in OSAKA」も、授業や家庭学習等に活用すること。
- ・ 中学校3年生には公費による英検受験を推奨し、中学校卒業時に英検3級程度の英語力が身につくよう取り組むこと。

(4) 身につけた英語力を発揮する機会の創出

- ・ 児童・生徒が学んだことを活用し、英語を学習することの意義を実感するとともに、更なる学習への意欲を高める機会の創出に努めること。特に、小学校6年生、中学校

3年生で実施する「自分の思いを英語で表現する活動」は、教科書の単元を用い、小・中学校で身につけた英語力を発揮し、本市の課題である書く力や、表現力の向上を図ることができるように計画的に進めること。

(5) 組織的な英語教育の推進

- ・ 中学校区で学習到達目標に基づいた一貫性のある指導や評価を行うとともに、学校間の交流や研修等を通して、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意すること。
- ・ 英語コーディネーターや各校英語担当者等を中心に、研修や授業研究の成果の共有を通してさらなる指導の充実を図ること。

(6) 伝統文化等に関する教育の推進

- ・ 各中学校区の「つながりアップ・カリキュラム」に基づき、ふるさと学を実施すること。実施については、小5から中1までの各6時間、計18時間で、オリジナル副教材「かわちながの物語」を活用して系統的に学習すること。また、本市郷土歴史学習施設の積極的な活用および、市職員による郷土・歴史学習出前授業等の活用により、地域の教育資源を活用した発展的・体験的学習に結び付く取組みに努めること。その際、「河内長野市文化財保存活用地域計画」や「河内長野版歳時記」を有効に活用すること。
- ・ ふるさと河内長野作文・川柳コンクールや市職員による郷土・歴史学習出前授業等を活用した取組み等を通じて、ふるさと河内長野に愛着を持ち、ふるさとを誇りに思う児童・生徒の育成に努めること。

《参考（市資料）》

「ふるさと学の実施について」（平成23年）

「第2次河内長野市文化財保存活用地域計画」（令和7年11月）

「季節の歳時記と河内長野の年中行事」（令和5年3月）

「河内長野の指定無形民俗文化財」（令和6年3月）

「ぎょうじしょくってなあに」（令和8年3月）

5 一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実

不登校の子どもや障がいのある子ども、日本語指導が必要な子どもなど、一人ひとりの子どもの多様な状況や背景等教育的ニーズを的確に把握して、その子の自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。また、幼児教育から義務教育終了までの校種間の円滑な接続のための取組みの充実を図る。

- ・ 不登校の早期発見・早期対応のために、スクリーニングやアンケート等あらゆる機会を通じて日頃から子どもの状況把握を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えること。また、児童・生徒のニーズに応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内教育支援ルームなど教室以外の居場所の確保に加え、学びの多様化教室（ゆう☆ゆうスペース）や府不登校支援センター、民間団体等、関係機関との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと。

（p. 21～24「⑧不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」に記載）

- ・ すべての外国籍の児童・生徒の就学機会が適切に確保されるよう努めるとともに、日本語指導が必要なすべての児童・生徒に対して適切な指導・支援をするために、学校体制を構築するよう努めること。また、日本語指導の内容の充実を図ること。その際、必要に応じて府の「オンライン日本語指導」を活用すること。
- ・ 全教職員が、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組みを充実させること。（p. 16～19「⑥『ともに学びともに育つ教育』のさらなる推進」に記載）
- ・ 発達段階に応じた教育の連続性を意識し、各校種がそれぞれの役割を果たすとともに、スムーズな接続を図ること。
- ・ 保幼小の教員が連携し、子どもたちに育みたい資質・能力について共通理解を図り、相互理解と実践を深めるよう努め、架け橋期の教育の充実を図ること。

【取組み項目】

（1）日本語指導が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備

- ・ 当該児童・生徒がどの学校に在籍しても等しく日本語指導が受けられるよう、日本語指導担当教員を中心として、市日本語ボランティアを活用した指導体制を充実させること。
- ・ 当該児童・生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（略称「ことばの力のものさし）」等、評価や指導に係る資料の積極的な活用を図ること。また、児童・生徒一人ひとりのことばの力に応じて個別の指導計画を作成し、特別の教育課程による日本語指導を実施すること。
- ・ 学校全体で国際理解・多文化共生の取組みを進めること。その際、「OSAKA多文化共生フォーラム」や「オンライン国際クラブ」など、府の取組みを活用すること。
- ・ 日本語指導担当教員が研修で得た知識や指導方法等を共有し、学校全体の指導の充実に努めること。また、巡回校においては日本語担当窓口となる教員を設定する等、担当教員

と担任等が指導内容や児童生徒の状況を確実に情報共有できるよう努めること。

- ・ 当該児童・生徒及び保護者に対して、学習や進路等に関する適切な情報提供に努めること。その際、府教育庁 Web ページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」の「学校生活サポート」や「多言語版家庭学習教材」「進路選択のために」等を活用すること。
- ・ 高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明をすること。その際、南河内地区の「多言語進路ガイダンス」を周知するとともに、参加を働きかけること。
- ・ 当該児童・生徒の高等学校等中途退学率が全体より高いことをふまえ、よりいっそうキャリア教育を充実させるとともに、高等学校等や関係機関と連携し、適切な引継ぎや追指導に努めること。

(2) 校種間の円滑な接続と指導体制の充実

- ・ 小・中学校9年間を見通した指導の一貫性や系統性をもたせ、円滑な接続を図るため、小中一貫教育に取り組むこと。
- ・ 小学校における教科担任制のあり方等、小中一貫教育の推進を図るとともに、施設一体型小中一貫教育推進校においては相互理解を深め、義務教育9年間の系統性を確保した教育活動を実施すること。
- ・ 各中学校区においてめざす子ども像を共有し、系統的な学習・学校生活について共通理解を図るとともに、安心できる集団づくりやわかる授業づくりに取り組むために、人権教育・学力向上・総合的な学習について研究授業を実施し、小中一貫教育のより一層の推進を図ること。また、学習指導要領に則った、本市における「つながりアップ・カリキュラム」の活用を図ること。
- ・ 指定校においては、中学校を拠点に校区内の規模の小さい小学校どうしが合同授業やオンライン等で連携し、中学校とも協働する

ことで、1校では困難な多人数、多角的な学習集団の編成、児童・生徒の思考を広げ、対話を通じた資質・能力を育成等、深い学びの実現に向けた研究を進めること。

- ・ 互いの違いを認め合える集団作りや、家庭や地域、関係機関等と連携したボランティア活動や職場体験学習等を充実するなど、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行うこと。その際、学びのプロセスを振り返って蓄積することができる教材(キャリア・パスポート)等を作成し、活用すること。
- ・ 多様な進路選択に対応するために、体験入学や保幼小・小中・中高の連絡会等において、積極的に連携および協働を図ること。また、児童・生徒一人ひとりの様々な配慮事項を小中間で確実に引き継ぎ、小中が一体となって9年間の児童・生徒の成長を支援すること。
- ・ 義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」においては、保幼小が意識的に協働し、幼児期の遊びを通じた学びと小学校の学びをつなぐようにすること。
- ・ 特に、生活科を核とした合科的・関連的な指導の充実を図り、児童が幼児期に発揮していた探究心や学びの姿を小学校の授業展開の中で意図的に活用することで、教科学習の深化をめざした授業改善を組織的に推進すること。
- ・ その際、各校の架け橋プログラムプロジェクト委員が中心となり、幼児教育アドバイザーと連携して研究した成果を各校における授業改善につなげること。
- ・ 河内長野市保幼小連絡会において実施する合同研修や授業参観等を通じて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど円滑な接続を図るよう努めること。

《参考（市資料）》

「河内長野市教育委員会 在日外国人教育並びに国際理解教育に関する指導の指針」（平成13年3月）

「河内長野市公立保・幼・小連絡会設置要項」（平成26年7月）

「河内長野市幼児教育推進指針」（平成27年11月）

「架け橋プログラムの策定」（令和7年4月）

「架け橋プログラムプロジェクト委員」（令和7年6月）

「架け橋プログラムプロジェクト委員会について」（令和8年3月）

6 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒が、地域社会で豊かに生きるために、すべての学校において多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができる集団づくりをより一層推進し、一人ひとりの子どもの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

- ・ インクルーシブ教育システムの理念をふまえた取組みを進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくりをより一層進めること。
- ・ 支援学級における特別の教育課程の編成及び、通級による指導で実施する特別の指導について、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切なものとなるよう努めること。
- ・ 児童・生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の指導について、一層の充実を図ること。
- ・ 通級による指導を一層充実させるとともに、その学びを通常の学級で十分に発揮できるよう、校内の支援体制の充実を図ること。
- ・ 全教職員が、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組みを充実していくこと。
- ・ 地域における共生社会の実現をめざし、すべての児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

【取組み項目】

(1) 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

- ・ 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級による指導、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障がいのある子どもの学びの充実をめざすこと。
- ・ 障がいのある子どもに必要な支援は、すべての子どもたちにとっても効果的な支援となりうることから、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた「授業づくり」や自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」を進めること。

(2) 交流及び共同学習の充実

- ・ 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習がさらに充実し、相互理解が

より一層進むよう、児童・生徒、保護者、教職員が交流及び共同学習の意義やねらい等について十分理解したうえで、学校全体で組織的に取り組むこと。その際、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容等の工夫改善に努めること。

- ・ 交流及び共同学習の実施にあたっては、必要となる合理的配慮の検討、提供とあわせ、教育課程上の位置づけや児童・生徒の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築等に取り組むこと。
- ・ 支援学校との交流及び共同学習についても、より一層の連携を図ること。

(3) 障がいのある児童・生徒の教育課程の編成

- ・ 支援学級在籍児童・生徒の特別の教育課程の編成にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズをふまえ、児童・生徒の障がいの状況や心身の発達等を考慮のうえ、必要に応じて、

各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障がい支援学校の各教科の内容に替えたりするなど、実態に応じた教育課程を編成すること。また、自立活動の指導を行い、その充実に努めること。

- ・ 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。
- ・ 障がいのある児童・生徒については、支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。
- ・ 巡回相談や指導助言、専門家派遣による相談支援、研修等を効果的に活用し、多様な教育的ニーズに応じたきめ細かな指導、支援体制の構築を図ること。

(4) 校内支援体制の充実

- ・ 障がいのある子どもたちへの系統的・継続的な指導・支援が行われるよう、校内で常に情報共有が図られる体制を構築すること。
- ・ 校内支援委員会においては、校長のリーダーシップのもと、支援教育コーディネーター、支援学級担任、通級指導担当教員等を中心に、必要に応じて支援学校のセンター的機能の活用、外部の専門家との連携を行いながら、障がいのある児童・生徒一人ひとりの実態把握に努め、教育的ニーズをふまえた適切な支援内容を検討すること。
- ・ どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童・生徒がいることを前提として校内支援委員会の在り方について再点検を行い、必要に応じて見直しを図りながら校内支援体制の更なる充実に努めること。

(5) 通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実

- ・ 通級による指導をより一層充実させるとともに、その学びを通常の学級で十分に発揮す

ることができるよう、通級指導担当教員と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実に努めること。

- ・ 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において、児童・生徒一人ひとりの学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、意図や手立てを明確にした指導・支援の充実に努めること。その際、支援教育コーディネーターや巡回相談等を効果的に活用すること。
- ・ 言語聴覚士等の専門家による相談支援、助言等を積極的に活用し、障がいの有無に関わらず、児童・生徒個々の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導、支援体制の構築を図ること。また先行校においては、学校ハビリテーションルーム（学校作業療法室）の効果的な活用を進めること。

(6) 通級による指導の充実

- ・ 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め通級の指導計画を立てて、指導を行うこと。
- ・ 実態把握に基づき、自立活動の指導において、達成をめざす目標を設定すること。その際、他の領域・教科では取組みが難しく、かつ自立活動の目標に沿ったものを取り上げることに留意すること。
- ・ 個別の指導だけでなく、小集団の指導を組み合わせた指導を行うこと。
- ・ 通級で身に付けたことを在籍学級や家庭での学習、生活に生かすことができるよう指導内容の工夫に努めること。
- ・ 1年程度の長期的な観点に立った目標及び1学期程度の短期的な観点に立った目標を設定すること。また、この目標設定には、将来の可能性を広い視野から見通した検討も必要となることに留意すること。
- ・ 市通級担当者会による研修や情報交換を通して、担当者の専門性の向上を図るとともに、

担当者会で得られた情報を校内の教職員に共有する等、校内での支援の充実に努めること。また、通級指導教担当教員と支援コーディネーターや学級担任等との連携、校内の研修や会議開催等、担当者任せにならない校内体制の構築を図ること。

(7) 就学相談・支援の充実

- ・ 就学相談・支援にあたっては、「障がいの状態等」、「特別な指導内容」、「合理的配慮を含む必要な支援の内容」の三つの観点をふまえて、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの整理に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、できるだけ早期に就学に関する適切な説明及び情報提供を行うこと。
- ・ 就学先となる学校や多様な学びの場について、「ともに学び、ともに育つ」教育の理念をふまえ、本人及び保護者が正確な情報を得ることができるよう十分な説明を行ったうえで、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、児童・生徒の状況を適切に判断し、就学先の決定に努めること。
- ・ 障がいの有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係機関とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた配慮・支援に努めること。

(8) 合理的配慮についての適切な対応

- ・ 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮が行われるよう努めること。あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。
- ・ 合理的配慮の検討・決定にあたっては、児童・生徒の発達段階等をふまえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図ること。

(9) 早期から切れ目のない支援体制の構築

- ・ 早期支援の重要性に鑑み、療育施設・就学前機関との連携において、「個別の教育支援計画」や「サポートブックはーと」を作成・活用し、早期から適切な支援を引き継いでいくことができるよう努めること。

(10) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

- ・ 障がいのある児童・生徒については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることをふまえ、「個別の教育支援計画」の活用にあたっては、本人や保護者の同意を得たうえで、医療・福祉・保健等の関係機関で共有を図るとともに、進学先・就労先等に適切に引き継ぐよう努めること。
- ・ 「個別の指導計画」の作成・活用にあたっては、「個別の教育支援計画」との関連を図りつつ、一人ひとりの障がいの状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細やかな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図りながら、児童・生徒の指導に関わる教職員で共有すること。
- ・ 通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導にあたっては、将来的な学びの場の変更を視野に入れ、積極的に「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用に努めること。その際、「サポートブックはーと」を積極的に活用すること。

(11) 病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実

- ・ 病弱児については、学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続した学習指導に配慮すること。
- ・ 合理的配慮の観点をふまえ、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全・安心に学校生

活を送ることができるよう、校内体制を整え、るとともに、配置された看護師や学校医を含む医療、福祉等との連携をより一層図るなど、充実した医療的ケア実施体制構築に努めること。

- ・ 医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等の研修を実施し、医療的ケアについての理解を深めること。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる学校において発災に備えた対応について取り決めるとともに、必要に応じて危機管理マニュアルの改定等を検討すること。

(12) 教職員の資質向上

- ・ 障がいのある児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できるよう、研修内容を充実させ、すべての教職員の資質向上を図ること。

《参考（市資料）》

- 「河内長野市支援教育基本方針」（平成21年4月）
- 「河内長野市教育支援委員会運営規程」（令和8年4月）
- 「河内長野市立小中学校医療的ケア実施要項」（令和6年4月）
- 「支援教育のさらなる推進」（令和7年4月）
- 「通級による指導の充実」（令和7年4月）
- 「学校作業療法士の配置について」（令和7年11月）
- 「学校作業療法士のモデル配置について」（令和8年3月）

- ・ 支援教育の視点をふまえた子ども理解をすべての教職員に浸透するよう取組みを進めるとともに、支援学級や通級による指導を受ける児童・生徒に対し、個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われるよう、計画的にすべての教職員の専門性向上を図ること。その際、市及び府主催研修を効果的に活用し、組織全体として取り組むこと。

(13) 支援学校のセンター的機能の活用

- ・ 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を効果的に活用して、すべての教職員への支援教育に対する理解・啓発や専門性向上に努めること。

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

7 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権3法や府人権関係3条例をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、あらゆる教育活動において、共生社会の実現にむけた人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が深刻化していることにも留意する必要がある。

また、児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ることも必要である。

- ・ 深刻化するインターネット上の様々な人権侵害や偏見、差別について、児童・生徒が被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、人権教育や情報モラル教育を通して、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を身につけ、自他の人権を守るよう行動する力を系統的に育成すること。その際、府作成の「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を活用すること。
- ・ 管理職をはじめとするすべての教職員が、研修等を通じて人権課題についての正しい理解を深めて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うこと。とりわけ、「部落問題学習・いじめ問題・多文化共生と外国人教育」の人権課題に関わる研究授業に取り組むこと。
- ・ 道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫すること。

【取組み項目】

(1) 人権教育の充実

- ・ 人権教育の推進にあたっては、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、ハンセン病患者・元患者及びその家族、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題に関する正しい理解を深め、解決をめざした教育を総合的に推進すること。
- ・ 人権教育指導計画の作成にあたっては、児童・生徒の実態をふまえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組みを行うこと。
- ・ 人権教育を進めるにあたっては、府作成の関係資料を積極的に活用するとともに、市が示す人権課題について、中学校区ごとに研究授業を実施し、教員自身が人権課題に対する正しい知識と適切に指導する力が備わるよう全教職員で取り組むこと。
- ・ 校内体制の構築にあたっては、人権課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立し、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。
- ・ 児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- ・ 学童期から生命の尊さに気づかせ、互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
- ・ すべての教職員が、「児童の権利に関する条約」「こども基本法」及び「大阪府子ども条例」の趣旨をふまえ、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うこと。
- ・ 児童・生徒が偏見や差別を解消しようとする態度と実践的行動力を育む指導ができるよう、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるための研修や児童・生徒の変容をもとに人権教育の指導力を向上させる研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。その際、関係資料や府主催の人権教育

実践研究協議会及び人権教育フォーラム等の機会を積極的に活用すること。

- すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた中学校区研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。
- 市人権教育研究会や府人権教育研究会等への教職員の積極的な参加を促すこと。

(2) 人権教育の一環としての同和教育の推進

- 関係法令及び答申等の趣旨をふまえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立ち、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進すること。
- 中学校区ごとに実施する人権教育研究授業においては、少なくとも3年に1度は部落問題学習を取り上げること。

(3) 道徳教育の充実

- 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行うこと。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長が道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師が中心となり、指導方法や評価の在り方について研究・研修に取り組んで指導体制を構築すること。
- 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成にあたっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したものを別葉にして加えて関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとする。また、年間35時間（小学校1年生は34時間）の指導時

数を確保すること。

- 道徳科の授業においては、道徳的価値について教材や体験等から考えたことを、議論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう、教材提示や発問、話し合いの形態や板書等の指導方法を工夫し「考え、議論する道徳」に向けた授業改善に努めること。
- 地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進すること。

(4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- 関係法令等をふまえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいについての理解を深める教育を系統的に実施すること。その際には、関係資料等の活用を図ること。
- 障がいのある児童・生徒が自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるよう、関係機関や専門家とも連携し、組織的な対応に努めること。
- 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中でお互いについての理解を深め、一人ひとりを尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを学校全体で進めること。

(5) 多文化共生教育の推進

- 関係法令及び指針の趣旨をふまえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を系統的に実施すること。その際には、関係資料等の活用を図り、指導内容、指導方法等の工夫・改善及び教材、資料の研究開発に努めること。
- 自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や自分の意思を表現できる力を育成すること。
- 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図るなど、相互理解や相互信頼を深める取組みを進め

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

ること。

- ・ 課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

(6) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

- ・ 関係法令及び府条例の趣旨をふまえ、研修等を通じて、教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深めるとともに、児童・生徒が性的指向及び性自認の多様性について、正しく理解できる取組みを推進すること。
- ・ 性的指向・性自認について、児童・生徒の心情に配慮した環境をつくるとともに、相談しやすい体制を整えること。
- ・ 性別に関係なく個々の能力を生かして安心・安全に過ごせるためのジェンダー平等教育を推進すること。その際、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が作成したジェンダー平等教育啓発教材「男女共同参画について考えよう」を活用すること。
- ・ 児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれないように、名簿や並び方、各種調査など、すべての教育活動において、必要のない男女別の指導は行わないこと。
- ・ ジェンダー平等の観点から、学校からの配付物や掲示物をはじめ、学校環境を日常的に点検すること。

(7) 平和教育の推進

- ・ 生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導し、国際社会に貢献できる資質と態度を身につけられるよう、平和教育を推進すること。その際「平和教育基本方針」をふまえるとともに、府が作成した事例集や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用すること。

(8) 福祉・ボランティア教育の推進

- ・ 児童・生徒が福祉の意味や役割についての理解を深めるために、障がい者や高齢者との

出合いや体験活動等を通じて、身近にいる障がいのある仲間や高齢者への思いやりにつなげるなどの福祉教育の推進を図ること。

(9) 人権侵害事象等に対する対応

- ・ 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。
- ・ 教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるとともに、人権侵害が生じた場合には、市教育委員会及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。
- ・ 事象が生じた際は、差別等を受けた児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて、関係した児童・生徒の背景をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。

(10) 「こころの再生」府民運動

- ・ 日々の生活の中で改めて「こころ」について見つめ直し、できることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨をふまえ、学校教育活動全体で『「大切なこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～』の活用等により、「生命（いのち）を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、子どもたち一人ひとりの豊かな心を育む取組みを実践すること。また、各学校や地域において、あいさつ運動や交流活動等を積極的に進めること。

「こころの再生」
府民運動のロゴマーク

愛さつOSAKAの
ロゴマーク



(11) 教職員人権研修ハンドブックの活用

- ・ 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の実践や成果を継承するとともに、すべての教職員がさらなる人権教育の取組みを充実・発

展することができるよう、研修の実施に際しに努めること。

では「教職員人権研修ハンドブック」の活用

**(12) 大阪人権博物館（リバティおおさか）
が収容してきた資料の活用**

- ・ 生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への志・夢を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身につけるため、大阪人権博物館（リバティおおさか）閉館後も移動展示として開催されている人権展・企画展等を通じて、同館がこれまで収集してきた資料の活用に努めること。

《参考（市資料）》

「河内長野市教育委員会人権教育基本方針」（令和8年1月）

「河内長野市同和教育基本方針」（昭和49年3月）

「人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」（令和7年4月）

8

不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への
取組みの推進

市内小・中学校において、不登校児童・生徒数、暴力行為の発生件数の増加や、初期対応の誤りにより解決が難しくなるいじめケースがあるなど課題が大きくなっている。不登校、ヤングケアラーや、いじめ・暴力行為等の問題行動等に対して、各学校においては、児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行い、すべての児童・生徒の主体的な成長を支える指導を推進することが重要である。

- ・ 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性を伸ばさせる取組みを進めるにあたっては、児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていく過程を教職員が支えるという観点に立ち、学習指導と生徒指導を相互に関連付けるよう留意すること。
- ・ スクリーニングやアンケート等、あらゆる機会を通じて、日頃から子どもの状況把握、生徒指導上の課題を早期発見し、組織的な対応につなげること。また、粗暴な言動や授業に関係のないタブレットの使用、不規則な発言、授業中の立ち歩き等見られる場合にも生徒指導上の課題として捉え、組織的な対応を行うこと。加えて、把握した情報については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と共有し、支援の必要性を検討する等、専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えること。
- ・ 不登校への対応については、個々の児童・生徒の支援ニーズに応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内支援ルームなど教室以外の居場所の確保に加え、ゆう☆ゆうスペース（学びの多様化教室）や府不登校支援センター（まいど）、民間団体等、関係機関との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと。
- ・ いじめを認知した場合には、速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげること。いじめの解消に向けては、当該組織を中心に、いじめに至った背景を的確に把握したうえで解消までの方針を立て、迅速かつ丁寧に対応すること。
- ・ ヤングケアラーについては、本人や家族の意識が様々で、表面化しにくいことから、ヤングケアラーについて教職員の理解を深めること。また、子どもの生活状況は短い期間であっても変わることから、普段から子どもの些細な変化を捉えることでその困り感に早く気づき、本人の気持ちに寄り添った支援につなげること。

【取組み項目】

(1) 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性
の伸長を支える取組みの推進

- ・ すべての児童・生徒を対象にコミュニケーション力、他者理解力、人間関係形成力、目標達成力等の社会的資質・能力の育成をめざした取組みを、意図的に各教科や総合的な学習の時間、特別活動等も関連させて行うこと。
- ・ 学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒が自分の思いを伝え、互いのよさや違いを認め合うことができる共感的な人間関係、学級づくり、安心して授業や学校生活を送れる風土を教職員の支援のもと、児童・生徒が自らつくりあげるよう配慮すること。
- ・ 生徒指導の諸課題にかかる未然防止をねらいとした非行防止教室や、いじめ防止教育、

SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育等の教育プログラムを計画的に実施すること。

(2) 不登校への取組み

- ・ 不登校に至る背景等については多様化・複雑化していることから、児童・生徒の状況等を多面的に見立てたうえで、その子に合った支援を行うこと。その際、登校復帰のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に考えられるよう配慮するとともに、多様な学びの場が確保されるよう努めること。
- ・ 各校においてはすべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子どもどうし

の絆づくりを行うなどし、魅力ある学校づくりを推進すること。

- ・ 定期的なスクリーニングやアンケート、日頃の授業観察等を通じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら不登校の兆しの把握に努めること。
- ・ 不登校やその兆しのある子どもたちが安心して生活したり、自分のペースで学習したりすることができるよう、校内の居場所として校内教育支援ルームを確保するとともに、組織的な運営体制を構築すること。当該ルームでは、1人1台端末を活用したオンラインでの学習等、教育の機会確保を含めた多様な支援を行うこと。
- ・ 個々の不登校の状態等に応じて、ゆう☆ゆうスペース（学びの多様化教室）や府不登校支援センター（まいど）、フリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童・生徒に合った支援につなげること。また、これらの機関や自宅等での学習評価を適切に行うこと。その際、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることや、保護者と十分な協力関係を保つこと、不登校児童・生徒本人との関わりを継続することに留意すること。さらに、定期的に児童・生徒の状況を把握し、都度よりよい支援の方向性を検討すること。
- ・ 小学校入学当初から不登校となる児童がいることや、中学校1年生時において不登校者数が増加していることから、子ども園・保育園・幼稚園等就学前機関と小学校、小学校と中学校等、校園種間での接続時に、児童・生徒に係る情報や、これまでの教育や保育の内容についての共有を適切に行う等、円滑な引継ぎを実施すること。
- ・ 中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒に対しては、本人や家庭の状況やニーズを丁寧に把握したうえで、進路相談等において、進学・就職先や卒業後の支援先等、必要な情報を提供し、生徒が自らの進路を主体的に選択できるよう支援に努めること。

- ・ いじめへの対応については、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」をふまえた対応が為されるよう留意すること。
- ・ 各学校において「学校いじめ防止基本方針」を作成するとともに、毎年度、実効性が高いものとなっているか見直しを図ること。
- ・ 「いじめは絶対に許されない」との人権感覚を、特別の教科道徳や人権教育の実践を通して、日頃より醸成し、異なる感性や感覚、異なった言動を受容できるいじめに向かわない集団づくりに努めること。また、いじめが生まれる構造やいじめの加害者の心理を明らかにしたうえで、いじめに向かわない態度や力を身に付ける未然防止教育を計画的に実施すること。
- ・ 各学校においては、アンケートや1人1台端末を活用した「こころの記録」、改訂された国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストや、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、いじめの早期発見、対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めるとともに、日常より子ども理解に努め、子どもの不安や多様な悩みを受け止めること。その際、複数回のアンケート調査やスクリーニング等を実施するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を活用し、日頃から教育相談体制の充実を図ること。
- ・ 相談窓口の設置等、児童・生徒・保護者が相談しやすい体制を構築し、その周知を図ること。あわせて、府が設置する「LINE相談」「すこやか教育相談24」や市長部局によるいじめ相談等の相談窓口の周知を図ること。
- ・ いじめに対して組織的な対応を行う際、関係児童・生徒への聞き取りや支援体制等の構築、保護者との連携等について迅速に方針を決定すること。
- ・ いじめへの対応にあたっては、事態の深刻化を防ぐため、必要に応じて市教育委員会

(3) いじめへの取組み

の学校支援チームや府の緊急支援チームの活用を図るとともに、警察や少年サポートセンターとも連携し、対応に当たること。

- ・ 障がいのある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることのないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。
- ・ いじめ重大事態については、改訂された国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」をふまえた対応を行うこと。
- ・ 「河内長野市子どもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例」の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

(4) インターネット、SNS上のトラブルへの取組み

- ・ インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の端末や携帯電話等の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも努めること。
- ・ 児童・生徒の端末や携帯電話等の利用に当たっては、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成すること。
- ・ 端末や携帯電話等でのSNSや無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み、ネット依存等の課題に対しては、「SNSノート大阪」等を活用し、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うこと。また、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。
- ・ 学校での端末や携帯電話等の取扱いについては、「河内長野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針」も参考にルールや方針を定めるとともに、定期的に見直しを図ること。

(5) ヤングケアラーへの取組み

- ・ ヤングケアラーについては、本人が家庭の状況を知られたくない場合、また、やりがいを感じている場合や本人や家族が支援を必要と考えていない場合等、状況が様々であり、日頃からの子どもの状況把握に加え、生活等についてのアンケートを工夫する等、教職員が早期発見に努めること。
- ・ ヤングケアラーを把握した際には、スクールカウンセラー等と協働し、まず本人から丁寧に話を聞き取ること。支援にあたっては、スクールソーシャルワーカーと協働し、リスクに配慮しながら、子どもや家庭にそった支援につなげること。また、必要に応じて福祉等関係機関との連携を図ること。

(6) 暴力行為等への取組み

- ・ 日々の取組みにおいて、公正公平な態度や法やきまりの意義を理解し順守する等の規範意識等、社会的資質を高めるよう働きかける取組みを学習指導と関連付けて推進すること。
- ・ 学級がうまく機能しない等生徒指導上の課題については、機能的にチーム対応できるよう日頃より教職員が相談しやすい関係や雰囲気醸成し、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性を高めておくこと。また、児童・生徒の健全育成を地域で担うという観点から家庭・地域社会との連携を日常的に進めておくこと。
- ・ 暴力行為に対しては、毅然とした指導を行うとともに、責任の所在を明確にし、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。その際、対応の基準を明確化し、全ての教職員が適切な指導を行えるように共通理解を図るために、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」についても積極的に活用すること。また、児童・生徒が暴力行為に至る要因を見立てるとともに、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンタ

一、市担当課等関係機関との連携を図ること。

《参考（市資料）》

「いじめチェックポイント30ー河内長野市版ー」（平成24年11月）

「いじめ緊急対応マニュアル（さ・し・す・せ・そ）【学校用】」（平成24年11月）

「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成27年2月）

「河内長野市いじめ防止等基本方針」（令和8年4月）

「教育情報セキュリティポリシー」（令和8年3月）

「河内長野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する基本方針」（令和2年9月）

「こころの記録導入に向けて」（令和5年2月）

「河内長野市子どもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例」（令和7年12月）

9 子どもたちの生命・身体を守る体制づくり

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死などの未然防止に向けた適切な対策や、日常生活での人間関係や学習等への子どもたちの不安やストレスの高まりに対するサポートを行うとともに、自他の生命を大切にすることを育むための総合的な取組みが重要である。

- ・ 児童・生徒が不安やストレスを自ら発信できるよう相談窓口の周知の徹底や、心のケア等適切に対応できるスクールカウンセラー等と連携した相談体制等を整えること。
- ・ 児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市児童虐待担当課等へ通告すること。
- ・ 児童・生徒の発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力やSOSを発信する力を育成するために、スクールカウンセラー等と協働した「SOSの出し方に関する教育」を実施すること。

【取組み項目】

(1) 相談体制の充実、自ら相談する力の育成

- ・ 児童・生徒が誰にも悩みを伝えられないまま深刻な状況に陥ることもあることから、養護教諭やスクールカウンセラー等校内での相談担当に加え、市の相談窓口や「すこやか教育相談 24」、「被害者救済システム」、「LINE相談」等の校外での相談窓口についても児童・生徒や保護者に広く周知すること。
- ・ 定期的なスクリーニングやアンケート等の実施に加え、一人一台端末の活用、授業観察等、様々な方法で日頃から子どもの些細な変化をつかむ取組みを進めるとともに、子どものSOSを受け止める教育相談体制を充実させること。また、気になる子どもに対しては家庭訪問を積極的に行うなどして、子どもや保護者の状況の把握に努めること。
- ・ 児童・生徒に、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力やSOSを発信する力を育成すること。その際、スクールカウンセラー等を活用した授業等について検討すること。

(2) 児童虐待への対応

- ・ 教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深めること。
- ・ 児童虐待については、子どもに対する重大

な人権侵害であることを認識するとともに、早期発見に努めること。また虐待が疑われる場合は、「河内長野市児童虐待防止ハンドブック」を活用し、適切に対応すること。

- ・ 早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。また、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、学校は速やかに教育委員会や市担当課に情報提供又は通告すること。
- ・ 通告後に、保護者からの威圧的な要求等がある場合には、組織的に対応するとともに、速やかに教育委員会に連絡のうえ、ケースに応じて警察等の関係機関やスクールロイヤー等の専門家と連携して対応すること。
- ・ 児童虐待により一時保護後解除された、もしくは在宅で支援となった子どもについて、教職員間で日常的に情報共有を行うとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。
- ・ 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは児童相談所が必要と認める児童・生徒について、1か月に1回以上、書面（個票）にて情報提供を行うこと。
- ・ 進学・転学の際の学校間の情報の引継ぎについては、市虐待対応担当課や児童相談所と情報共有し、伝達する内容に漏れがないよう

学校間での引継ぎをすること。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護の観点から市の個人情報保護条例等に基づき判断すること。

(3) 個人情報の適正な取扱い

- ・ 個人情報漏洩には、児童・生徒の生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、個人情報の保護に関する法律や市個人情報保護条例等をふまえ、適正な個人情報管理に努めること。
- ・ 学校における個人情報の取扱いに当たっては、市教育情報セキュリティポリシーを順守し、情報の格付けや取扱判断に基づいた適切な管理を徹底すること。
- ・ 個人情報を含む文書や記録媒体の管理・保管・引き継ぎ等に当たっては、管理責任を明確にし、適切な管理及び保護に組織的に取り組むようにするとともに、各学校の状況をふまえた実効性のある個人情報漏洩防止策を講じること。
- ・ 個人情報を取得する際は、その必要性、妥当性及び取得方法を十分に検討し、利用目的の通知等について適切に行うこと。
- ・ 行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- ・ 特に特定個人情報（個人番号（マイナンバー）が記載された個人情報）や要配慮個人情報（信条や病歴等、本人に対する不当な差別、偏見が生じないよう配慮を要するもの）の取扱いについては、関係法令や内閣府特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」をふまえ、市の基本方針等に基づき、安全管理措置等を講じるなど、特定個人情報や要配慮個人情報の保護、管理の徹底を行うこと。
- ・ 個人の SNS 等を通じて個人情報が流出する案件があることから、情報発信等でインターネットや SNS を利用する際には、特定の個人を識別できる写真や映像等も個人情報に該当することをふまえ、教職員に対しては適切な取扱いについて徹底するとともに、児童・生徒への指導や保護者への啓発に努めること。また、緊急の対応を除き、教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童・生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童・生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底すること。
- ・ 情報通信機器による処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないよう、全教職員に周知・徹底するとともに、パスワード等により情報を保護するなど、万全のセキュリティ対策を講じること。

《参考（市資料）》

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の徹底について」（令和7年7月）

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（令和7年6月）

「学校における個人情報の漏えい等事案を踏まえた個人情報の取扱いに関する留意点について（注意喚起）」（令和7年6月）

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和8年3月）

「河内長野市教職員の私用個人端末 利用制限ガイドライン」（令和8年3月）

「河内長野市児童虐待防止ハンドブック」（令和4年12月）

10 体力づくりの推進と体育活動中の事故防止等の取組み

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、下位段階にある児童・生徒の割合が高い状況にあることから、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力向上に向けた取組みを進める必要がある。また、依然として、体育活動中の事故が発生している状況をふまえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期する必要がある。

- ・ 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析し、学校全体で授業等の工夫・改善を行うとともに、地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを推進すること。
- ・ 学校における体育活動中の熱中症予防等、事故防止対策について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

【取組み項目】

(1) 体力づくりの推進

- ・ 策定した「体力づくり推進計画」をもとに、PDCAサイクルに基づく体力づくりをより一層進めること。その際、自校の課題を明確にし、年間を通じた取組みにより改善を図ること。
- ・ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をふまえて、体力向上に向けた取組みを検証し、改善を図ること。特に、各校の実態や課題から「これだけは学校全体でやりぬく」重点種目を1つ以上定め、全教職員が共通理解の下、改善に努めること。
- ・ 府教育委員会が作成した小学校教員向け動画教材や「体育の授業が変わる！簡単プログラム」「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」などの資料、「元気アッププロジェクト事業」を積極的に活用し、学校全体で体育活動の活性化をめざすとともに、児童・生徒の運動習慣の確立に努めること。

(2) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底

- ・ 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、児童・生徒の人数をふまえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。
- ・ 技術指導においては、段階をふんで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。

- ・ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。
- ・ 児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底すること。
- ・ 熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や「河内長野市立小中学校熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。
- ・ 屋外での体育活動においては、天候の急変などによる落雷等に十分注意し、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- ・ 万一に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備すること。

(3) 武道における安全指導

- ・ 柔道の実施は、学習指導要領に定められた必修事項であることを再確認し、安全管理体制を万全に期した上で確実に実施すること。
- ・ 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、生徒

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

の技能の段階に応じて行うとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。特に、柔道において、受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、

安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるようにすること。

《参考（市資料）》

「河内長野市立小中学校熱中症対策ガイドライン」（令和5年4月）

11 健康教育の充実

子どもたちをめぐる薬物乱用や感染症、メンタルヘルス等の複雑化・多様化する現代的健康課題への対応が求められており、学校教育活動全体を通じた健康の保持・増進にかかる取組みの推進及び健康教育の充実を図る必要がある。

また、食物アレルギー事故は毎年生起しており、万が一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整える必要がある。

- ・ 食物アレルギー事故は、いつ、どこでも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。
- ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育については、中学校において専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催することとし、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。
- ・ 中学校において、栄養教諭による食育授業や、全員給食開始後の「弁当の日」を計画的に実施すること。

【取組み項目】

(1) 食物アレルギー事故防止の徹底

- ・ 市教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する対応委員会等を設置すること。また校内の状況について十分検討したうえで、対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、常に点検し、必要に応じて見直すなど、日頃から事故防止対策を行うこと。
- ・ なお、校長は、マニュアル策定の際に保護者や主治医との連携を図りつつ、児童・生徒の状況に応じたものとなるよう指導すること。加えて、食物アレルギーの既往症がない児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。

(2) 学校給食における衛生管理の徹底

- ・ 学校給食の実施においては、学校給食法第九条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。

(3) 食育の推進

- ・ 食に関する指導に当たっては、児童・生徒の実態をふまえて指導の内容、方法、指標等を決定し実施していくこと。そのためには、すべての学校で食に関する指導の全体計画及び推進するための校内体制を必要に応じて見直し、学校教育活動全体を通じて実施すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進すること。特に、中学校での栄養教諭による食育授業を計画的に実施すること。
- ・ 学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などの育成を図ること。
- ・ 食育の評価を、学校教育自己診断等を活用して行い、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。加えて、栄養教諭等が中心となり、個別的な相談指導などを通じて食に関する指導を実施し、児童・生徒が抱える食に関する課題の改善に取り組むこと。
- ・ 中学校全員給食開始後に設定する「お弁当の日」において、自立的な食習慣の形成や感謝の心の育成、食への関心の向上を図ること。

(4) 学校保健計画の策定

- ・ 「学校保健安全法」に基づき、学校保健計

画を策定すること。策定に当たっては、校内の状況や前年度の学校保健の取組み状況等をふまえ、具体的な実施計画とすること。

(5) 生活習慣の確立

- ・ 望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間や戸外での適度な運動等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みの推進が必要なことから、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、児童・生徒の生活習慣の確立に向け取り組むこと。

(6) がん教育の推進

- ・ 日本人の死亡原因として最も多いがんに関して、がんという疾患の理解やがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める教育を推進すること。
- ・ 中学校においては、医療機関と連携した「がん教育の充実につながる出前授業」を活用すること。

(7) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

- ・ 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒・医薬品の適正使用とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。
- ・ 中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」をふまえ、市販薬等の誤った使用の危険性についても理解させること。
- ・ 小学校においては、地域の実業に応じて薬物乱用防止教室の開催に努めること。

(8) 心の健康に関する指導の充実

- ・ 児童・生徒が、発達段階に応じて心の健康について学び、自ら心身両面にわたる健康課題を解決する資質や能力を身に付けることができるよう、また、心の健康を保つには、

欲求やストレスに適切に対処する必要があることを理解し、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、指導の充実を図ること。

- ・ ゲーム等への過剰な参加は習慣化すると依存症となる危険性があることから、インターネットやスマートフォン等の依存に関する正しい知識の普及と、その予防にも触れること。

(9) 感染症予防の取組み

- ・ 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらをふまえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

(10) 性に関する指導の充実

- ・ 性に関する指導を通じて、子どもたちが性に関する課題に適切に対応できるよう、府教育委員会が作成した資料を活用するとともに、外部機関等と連携するなど学校の実情に応じ取り組んでいる取組みを充実させ、正しい知識を身に付けるだけでなく、自ら考え適切な意思決定と行動選択ができる力や、自己や他者を認め尊重する態度を育成すること。
- ・ 児童・生徒の発達段階や学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、個の尊重や心身の健康等の包括的性教育の観点を含め、学校全体で計画的に実施すること。
- ・ 性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けるために、文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導手引き等を積極的に活用するなどし、指導の充実を図ること。
- ・ 性に関する指導を推進する際には、児童・生徒の発達段階をふまえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であり、全教職

員の共通理解のもと校内体制を整え、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせて、指導の充実を図ること。

(11) AED使用を含めた心肺蘇生実施体制の整備

- ・ 緊急時に備え、すべての教職員が児童・生徒等の突然死を防止するために、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。
- ・ 中学校においては、学習指導要領に基づき、心肺蘇生法などの実習を行うこと。

(12) 近視の発症と進行を予防するための取組の充実

- ・ 近視は将来の目の病気のリスクを高める可能性があることがわかってきており、その多

くは小学校3～4年生頃に発症することから、幼少期から視力低下や近視の新規発症の予防が必要である。長時間の近業（近い所を見る作業）に気を付けるなど、スマートフォンやタブレット等の使用時の注意点について周知に努めること。

(13) 学校保健委員会の開催

- ・ 児童・生徒の健康管理等については、保護者・学校三師（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）・地域の関係機関等と十分な連携を図るとともに、健康の保持増進に必要な資質や能力を児童・生徒に育成することができるよう、保護者を委員とした学校保健委員会を設置し、年に1回以上開催し、その活用を図ること。

《参考（市資料）》

「学校生活における食物対応ガイドライン《令和4年度改訂》」（令和4年5月）

12 子どもの自主性を尊重した部活動の取組み

各校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒が将来にわたりスポーツ、文化芸術活動に継続的に親しむことができる環境が整えられるよう、地域、学校、分野・活動目的等に応じた地域との連携・協働、地域展開等、多様な形で実施されることが必要である。

- ・ 生徒が自主的にスポーツ・文化芸術活動に取り組む機会を保障する観点から、休日における地域のスポーツ・文化活動の環境を整えること。その際、生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力の下で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域が支える環境の構築を図ること。

【取組み項目】

(1) 部活動の取組み

- ・ 部活動の取組みについては、令和4年12月、国「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び令和5年8月、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」を参考にし、「河内長野市中学校における部活動のあり方に関するガイドライン」等に則り、休養日

を設ける等、適切に運営すること。特に休日の活動においては部活動指導員等を効果的に活用し活動の充実を図るなど、運営上の工夫を行うこと。

- ・ 市全域を対象とする地域クラブについて、生徒への周知や、学校施設の利用、道具の共用等についての地域クラブ展開に向けた協議、調整等、連携を進めること。

《参考（市資料）》

「河内長野市中学校における部活動のあり方に関するガイドライン」（令和8年3月）

第3章 将来を見すえた自主性・自立性の育成

13 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進

急激に変化する時代の中で、一人ひとりの児童・生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識した小中高一貫したキャリア教育を推進することが重要である。

- ・ 校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有すること。
- ・ 府主催「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を有効に活用する等、実社会とのつながりを意識し、自身の将来の生き方を考えるキャリア教育の充実を図ること。
- ・ 調査書等進路指導に関する書類の作成にあたっては、組織的な体制のもと適切に行うこと。その際、府教育庁作成の「調査書記載内容チェックリスト」等を活用すること。

【取組み項目】

(1) キャリア教育・進路指導の充実

- ・ 児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択・決定できるようにすること。
- ・ 「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」の「アイデアミーティング」や「SDGsジュニアフォーラム」などの取組みを参考に、企業やNPO等地域で働く方々と連携し、ともに地域の課題解決に向かう取組みや、職業講話、職場体験等、実社会とのつながりを感じられる体験的活動を通じて、児童・生徒が働くことの意義や目的を理解できるように創意工夫を図ること。
- ・ 一人ひとりの生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供し、適切なアドバイスや支援に努めること。
- ・ 進路未定者の減少に向けた取組みを進めること。また、キャリア教育を通して難しいことにも挑戦することや、粘り強く取り組むことの大切さを伝えるとともに、高等学校等や関係機関と連携し、中途退学を防ぐために、適切な引継ぎや追指導に努めること。
- ・ 進路指導事務に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導體制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。
- ・ 「オンライン出願システム」による出願手続

き等について、本システムに係る説明動画及び説明資料等の確認を徹底し、遺漏なきよう実施すること。その際、役割分担等を明確にした学校体制を確立するとともに、電子データ等進路指導に係る情報について、適切に管理を行うこと。

(2) 障がいのある生徒の進路指導の充実

- ・ 障がいのある生徒の卒業後の進路については、高等学校や支援学校で「ともに学び、ともに育つ」教育を推進しており、さらには、「高等学校における通級による指導」「知的障がい生徒自立支援コース」「共生推進教室」及び「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等の多様な選択肢があることが生徒・保護者に十分に伝わるよう、できるだけ早期に様々な機会を通じて、情報提供を行うこと。
- ・ 障がいのある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導担当者と学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応すること。

(3) 日本語指導が必要な児童・生徒の進路指導の充実〔一部再掲〕

- ・ 当該児童・生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（略称「ことばの力のものさし）」等、

評価や指導に係る資料の評価ツールの積極的な活用を図ること。また、児童・生徒一人ひとりのことばの力に応じて個別の指導計画を作成し、特別の教育課程による日本語指導を実施すること。

- ・ 当該児童・生徒及び保護者に対して、学習や進路等に関する適切な情報提供に努めること。その際、府教育庁Webページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」の「学校生活サポート」や「多言語版家庭学習教材」「進路選択のために」等を活用すること。
- ・ 高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明をすること。その際、各地区の「多言語進路ガイダンス」を周知するとともに、参加を働きかけること。
- ・ 当該生徒の在留資格が「家族滞在」の場合、奨学金の受給や就職、就労時間等に制限がある旨を教職員が十分認識し、進路指導を行うこと。
- ・ 高等学校卒業後、日本で就職を希望する外国籍の生徒のうち、在留資格が「家族滞在」である者が「定住者」または「特定活動」へ

変更が認められることについて、「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について」等を参考にするなど、国の動きをふまえ、適切に最新の情報を提供すること。

(4) 奨学金制度等の周知・活用

- ・ 高校等授業料無償化制度の改正に関する内容について、教職員が、生徒・保護者に対して必要な情報を提供できるよう努めること。
- ・ 生徒が経済的理由により高校・大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努めるよう指導すること。
- ・ 奨学金等の活用や進路に関する情報交流等について、市の奨学金相談窓口・関係機関との連携に努めるよう指導すること。生徒及び保護者に対して、奨学金制度の趣旨や目的等について十分理解させるとともに、将来返還する意義と責任等についても自覚させるよう指導すること。

14 社会とつながる学習活動の推進

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、課題をみつけ、解決していこうとする力を育むため、探究的な学習の推進に取り組むことが必要である。

- ・ 子どもたちが、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動また特別活動も工夫すること。
- ・ 「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を活用して社会に参画する機会を創出するなど、学校が創意工夫して、子どもたちが学んだことを自己と結びつけて、生き方を考える等の探求的な学習を充実させること。

【取組み項目】

(1) 探究的な学習の充実（一部再掲）

- ・ 総合的な学習の時間については、探究的な学習を重視するとともに、教科等横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成し、確実に実施すること。また、中学校区で実施する研究授業の取組みを通じて、9年間の系統性のあるカリキュラムの研究を進めること。
- ・ 生活や社会における課題等を追究・解決する活動においては、見学や調査等、人々や社会と関わる体験活動を積極的に取り入れ、社会の一員であることを実感できるよう活動を工夫すること。
- ・ 実社会や実生活の中から問いを見いだし、子ども一人ひとりが探究のプロセス(①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現)をふまえた学習活動に取り組むことができるよう工夫すること。その際、多様な情報を収集・活用し、個別に追究したり、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めたりするなど、主体的・協働的に取り組む学習活動となるよう工夫して指導すること。
- ・ 「調べ学習」に留まることなく、児童・生徒が立てた仮説に基づき、情報を収集し、分析して新たな価値を創造する探究プロセスを重視すること。
- ・ 児童・生徒が自己の興味関心に基づいて設定した課題に対し、個別の解決を図る探究の

過程を一層重視すること。その際、試行錯誤を繰り返す個人探究の場面を計画的に確保し、知的好奇心を原動力とした「深い学び」の実現を図ること。

- ・ 指導に当たっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るなど、学習内容と社会との関連に留意すること。
- ・ 探究的な学習の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、まとめたり表現したりする学習活動の充実を図ること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。

(2) 主体的に社会に参画する力を育む指導の充実

- ・ 子どもたちがよりよい社会をめざし、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に社会に参画する力の基盤が身につけられるよう、主権者教育の充実を図ること。その際、府が作成した「民主主義など社会のしくみについての教育」の活用を努めること。
- ・ 主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童・生徒が学級や学校の課題を見いだし、よりよく解決するため話し合っ合

意形成を図るような活動を充実させること。また主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うなど、学級活動や、児童会・生徒会・委員会活動等を通じて子どもの自主活動を推進すること。

(3) 体験活動の充実

- 生活科や総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、各教科等、学校の教育活動全体を通して体験活動の充実を図ること。
- 体験活動にあたっては、子どもたちが主体的に取り組むことのできる活動を工夫すること。また地域の教材を積極的に活用するとともに、地域の課題に取り組んでいる企業等と連携し、体験を通じての学びに努めること。
- 学校で動物を飼育する場合は、日本初等理科教育研究会発行「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を活用し、獣医師と連携して適切な飼育を行うこと。

(4) 「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」の活用

- 「わたしたちからはじめる未来へのアクション！～すべてのいのちが輝く社会に～」をテーマとする「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を参考にして、社会や地域の課題の解決に向けてアイデアを考え、企業等からアドバイスをもらう「アイデ

アミーティング」や企業等による出前授業、また、企業等からの課題提示により、他者と協働して解決案を考えるなど、課題解決型の学習を充実させること。

(5) 環境教育の充実

- 各教科や総合的な学習の時間、特別活動を通じて、環境教育を推進すること。その際、地球規模で生じている環境問題や持続可能な社会の実現について、子どもたち一人ひとりが自分事として捉え、主体的に行動するための意欲や態度を育むこと。そのために、身近な地域の課題について考えることができるよう、地域や関係機関と連携し、環境教育の充実を図ること。

(6) 小学生すくすくウォッチ「わくわく問題」の活用

- 小学生すくすくウォッチにおける教科横断型問題「わくわく問題」を活用し、児童・生徒に学びが社会とつながる実感や、探究したことを実際の生活に役立てる意識をもたせること。その際、「小学生すくすくウォッチ指導参考資料」等も参考に、課題に対する具体的な解決方法を話し合ったり考えたりするなど、身近な問題から現代社会の諸問題について、探究的な学習を行うこと。

《参考（市資料）》

『「総合的な学習の時間」モデル事例について』（令和6年1月）

第4章 多様な主体との協働

15 子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携

大阪の子どもたちをめぐる様々な現状に対する支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関、地域関係機関等との連携を図ることが重要である。

- ・ 児童・生徒の状況把握にあたっては、アンケートや1人1台端末の活用、スクリーニング等を実施するなどし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家との協働により、きめ細かな実態把握に努めること。
- ・ 具体的な支援に取り組むにあたっては、ケース会議等において専門家と共に多角的に見立てを深めること。そのうえで、校内組織において役割分担を明確にして、支援に向けた方針を立てるとともに、必要に応じて支援計画の見直しを図ること。
- ・ 児童・生徒の支援にあたっては、子どもや保護者のニーズを含めた見立てに基づき、必要に応じて福祉等関係機関や警察、地域のNPO等の支援機関との連携を行い、定期的に状況把握に基づいた支援方法の見直しを図ること。
- ・ 児童・生徒のニーズに応じた支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等を活用し、日常的に地域リソースを把握し、各機関との連絡方法等を確認するなど支援体制の構築を行うこと。

【取組み項目】

(1) スクールカウンセラーについて

- ・ 相談室での個別面談のみならず、ケース会議におけるコンサルテーションやスクリーニング等の早期対応への関わり、児童・生徒へのいじめ防止教育やSOSの出し方に関する教育を含む自殺などの予防教育等の支援をスクールカウンセラーが行うよう各校での連携を進めること。また、生徒指導に関する会議やいじめ不登校対策委員会への出席、校内や校区のケース会議への参加や、専門性を活かした教職員への助言等についてスクールカウンセラーが担うよう各校での連携を進めること。

(2) スクールソーシャルワーカーについて

- ・ ケース会議等における事前の情報整理や、福祉的観点による見立てや支援をスクールソーシャルワーカーが行うよう各校での連携を進めること。その際、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーと協力しながら関係機関との調整や働き掛け等を行うこと。

(3) スクールロイヤーについて

- ・ 学校が直面している事案に対し、子どもの最善の利益をふまえた法的な見地からの助言や、深刻化防止に関わる法的な相談については、スクールロイヤーを活用すること。とりわけ、いじめは法に基づいた対応が求められることから、いじめが生じた際には、早期の段階から法的な観点での助言を得る等の連携を図ること。また、教職員対象の研修や児童・生徒を対象とした法的な観点でのいじめ防止教室を実施する場合等に府のスクールロイヤーを講師として招くことも検討すること。

(4) 多職種連携について

- ・ 各学校においては、スクリーニングなどにより収集した情報や生徒指導上の課題について、早期の段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家による見立てを深め、多様なプランニングにつなげること。また、深刻化する前に教育委員会に報告し、連携して対応にあたること。
- ・ 地域リソースの情報を各学校で共有するとともに、地域リソースとの連携が必要となる

支援の場面や方法等について専門家との連絡会等において深めるよう努めること。

(5) 関係機関について

- 警察や少年サポートセンターとの連携にあたっては、学校・警察相互連絡制度等を活用し、必要に応じて情報交換や相談等を行い、児童・生徒の非行の未然防止やいじめ問題への対応等、生徒指導事案の深刻化を防ぐこと。
- 発達上の課題や心身の健康課題等による医療機関との連携については、保護者との信頼関係を築いたうえで、養護教諭やスクールカウンセラー等とともに、学校で行うべき指導や支援を明確にしながら進めること。
- 各関係機関との連携は、事案発生時のみならず、担当者同士が定期的に情報交換する場を設ける等、日頃からの関係づくりを大切にすること。

16 教育コミュニティづくりの推進

子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校園が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進することが必要である。

- ・ 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校運営協議会において各校の課題に応じて協議し、地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図ること。
- ・ 教育コミュニティづくりの推進に当たっては、学校や地域の実態等に応じた取組みの継続と充実を図ること。

【取組み項目】

(1) 教育コミュニティづくりの活性化

- ・ これまでの成果をふまえ、学校支援活動やおおさか元気広場、家庭教育支援など、地域の実態に応じた取組みの継続と充実を図り、活性化に努めること。
- ・ 地域と学校が連携・協働する体制づくりをより一層推進するため学校運営協議会を活用した学校運営体制の充実を図ること。
- ・ すべての学校区で、学校支援ボランティア等の仕組みを活用して、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれる環境づくりを促進し、地域とともにある学校づくりを進めること。

(2) 学校運営協議会の充実

- ・ 社会に開かれた教育課程の実現に向け、各小中学校に設置している学校運営協議会の

機能を活かし、各学校において学力向上や体験活動、キャリア教育や不登校等、各学校の教育方針や課題解決に向けた教育活動の質的向上を図ること。

(3) 地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実

- ・ 「地域とともにある学校づくり」の視点から、学校運営協議会の成果と課題を整理し、その取組みをさらに充実させること。
- ・ 適切かつ多様な委員の人選や委員の当事者意識を高める工夫等を行い、当該組織の活性化に努めること。
- ・ 公民館との複合化を始め社会教育施設を有効に活用する等、地域住民との交流や協働的な学びの機会を創出することで、子どもたちの学びを豊かにするとともに、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを進めること。

《参考（市資料）》

「河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則」（令和2年7月）

第5章 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

17

働き方改革

教員が子どもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、各学校の特色や状況をふまえつつ長時間勤務の縮減に向けた取組みを進め、教職員の在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の働き方改革を進めることが重要である。

- ・ 教育職員の働きやすさと働きがいと両立し、子どもたちによりよい教育を行うという働き方改革の目的を全教職員が共通理解して取組みを進めること。
- ・ 「河内長野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を踏まえ、各校の実態に応じて課題解決の取組みを行うこと。

【取組み項目】

(1) 在校等時間管理について

- ・ 教職員の在校等時間管理については、関係法令及び規則に基づき、適切に行うこと。
- ・ 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等（特に教育職員にあっては給特法第7条に基づく業務量の適切な管理等に関する指針、事務職員にあっては労働基準法第36条）に基づき、適切に行うこと。
- ・ 週休日の振替等を行う場合、当該教員を適切に休養させること。
- ・ 各校の実態に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みを適切に行うこと。

(2) 部活動の取組み

- ・ 教員の学校部活動の指導等について、教員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。

(3) 教育的意義や教育的価値を達成する学校行事の実施

- ・ これまで実施してきた経緯や目的を踏まえ、教育的価値が損なわれることのないよう、十分に留意しながら、真に必要な学校行事となるよう、実施内容等の見直しを行うこと。

(4) 休憩時間について

- ・ 休憩時間を確実に取得できる環境づくりに努めること。また、校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間

帯に与えるなど、適切な対応をとること。

(5) 労働安全衛生体制の充実

- ・ 労働安全衛生法令に基づき、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、安全衛生委員会等の活性化のほか、職員の意見を聴くための機会を設けるなど、労働安全衛生管理体制をより充実させること。
- ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、教職員の勤務時間を客観的な方法等により把握し、時間外在校等時間が月80時間を超えた職員については、本人及び市教育委員会を通じた産業医への情報提供や面接指導等を適切に行うこと。
- ・ ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」(実施する場合)について職員に周知し、ストレスチェックの受検推奨に努めること。
- ・ 教職員の心身の健康増進・メンタルヘルスの予防のために、公立学校共済組合大阪支部が設置している「大阪メンタルヘルス総合センター」における相談事業（セルフケア・ラインケア）、研修事業及び復職支援事業を積極的に活用すること。
- ・ 給特法指針をふまえた教職員向けの心身の健康問題についての相談窓口の設置など、制度周知及び相談体制の整備を行うこと。
- ・ 労働基準法第36条に基づく協定の締結及び労働安全衛生体制の充実を図ること。

18

教職員の資質・能力の向上

社会が急速に発展し、生成AI等の新たな技術が広く普及している中で、教員は高度な専門職として主体的・継続的に新たな知識・技能の習得に取り組むことが不可欠である。また、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、一人ひとりの教員に応じた研修等の受講奨励などを通じて、力と熱意を備えた教員、ミドルリーダー及び次代の管理職の育成を進めることが必要である。

- ・ 「大阪府教員等研修計画」及び研修履歴の記録を活用して、管理職等による研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、日常的なOJTを推進することにより、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。
- ・ 校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。
- ・ 府教育センター、市教育委員会実施のICT活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。
- ・ 首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じ、その有効活用を図ること。
- ・ 「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等の府教育センターの研修や市教育委員会・校長会主催「リーダー研修」等を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

【取組み項目】

(1) 教職員の豊かな人間性

- ・ 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うこと。
- ・ 社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質・能力等の向上を図るよう努めること。
- ・ 教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、差別を許さない姿勢を身に付けること。

(2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり

- ・ すべての教職員が、法令等の遵守など教育公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図ること。
- ・ 教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

(3) 若手教職員の育成

- ・ 若手教職員の学校運営への参画を促進し、首席・指導教諭等・将来の管理職やミドル

リーダーとなる教職員の養成に努めること。

(4) 研修成果の還元

- ・ 府教育センターの研修や校内研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。
- ・ 校内研修においては、府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員に、その内容を実践させたり、積極的に研修会の講師として活用すること等により、学校全体の教育活動に還元するよう努めること。また、指導教諭や社会人講師等を有効に活用すること。
- ・ 長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その目的と、研修後の成果が教育活動に還元されていることが保護者等に理解されるよう努めること。

(5) 研修の計画的な実施

- ・ 国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校の課題等をふまえ、明確な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実を図ること。
- ・ 初任者をはじめとする教職経験年数の少な

い教員の育成に当たっては、「大阪府教員等研修計画」や「初任者等育成プログラム」をふまえて、その体制づくりを行い、組織的・継続的な育成に努めること。

- ・ 教職経験年数の少ない教員については、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、「自己評価シート」等を活用して計画的に研修を実施すること。また、子どもに寄り添い向き合う学習指導や生徒指導等ができるなど、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。

(6) 教職員全体の指導力向上

- ・ 計画的な研修の実施等に加えて、首席や指導教諭等を活用した日常的なOJTを推進することにより、教職員全体の指導力向上に努めること。その際、教職経験年数の少ない教員の育成については、メンタリングを活用するなど学校全体でチームとして取り組むこと。
- ・ 児童・生徒の情報活用能力の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、府教育センター実施のICT活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。
- ・ 教職員の指導力向上の取組みを進めるに当たっては、府教育委員会作成の資料、府教育センターの学校支援等を積極的かつ効果的に活用すること。

(7) 女性教職員の登用

- ・ 女性教職員が校務の要や首席・指導教諭等、将来の管理職等を担えるよう計画的な人材育成に努めること。

(8) 評価基準をふまえた適正な評価と教職員の育成

- ・ 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質・能力の向上と学校の活性化に努めること。
- ・ 校長は、年度当初に学校の教育目標や経営方針等の説明を行い、その周知を行うとともに、

教職員へのシステムの説明（評価結果が給与（昇給・勤勉手当）へ反映されることを含む）を行うこと。

- ・ 校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果をふまえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
- ・ 校長は、日常から教職員との意思疎通を図るとともに、適切な指導助言を行い、教職員の育成に努めること。また、校長は、被評価者に対し評価結果を年度内に開示して次年度に向けた動機づけを行うこと。

(9) 承認研修について

- ・ 教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修（いわゆる承認研修）」については、法の趣旨をふまえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。
- ・ 特に、承認に当たっては、関係通知を参考に、適正な事務手続きをとること。

(10) 次世代育成について

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨をふまえ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援、男性を含めた働き方の見直し等を推進するために、年次休暇や子育てのための休暇・休業等の取得促進や育児休業からの復帰支援など適切な対応を行うこと。
- ・ 職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実の申し出があった場合は、当該教職員に対して「個別周知・意向調査書」や「子育て教職員サポートシート」を交付する等、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承

認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談等の措置を講ずること。

- ・ 母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が配偶者の出産や育児に積極的に関わるための休暇・休業等取得促進に努めること。特に、「配偶者の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるように配慮すること。また、「育児休業」についても、男性職員が取得しやすい環境づくりに努めること。

まえ、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、教職員の働き方改革等を推進するため、育児や介護のための休暇・休業等や年次休暇の取得しやすい環境づくりに努めること。

- ・ 教職員の能力育成と資質向上のため、性別に関わらず多様な職務に従事する機会の付与に努めるとともに、育児休業からの復帰支援や研修への参加促進等、女性教職員の意欲向上に努めること。

(11) 女性活躍の推進について

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された「公立学校における特定事業主行動計画（2026）」の趣旨をふ

《参考（市資料）》

「河内長野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（令和8年3月）

19

学校の組織力の向上

校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。

- ・ 学校運営にあたって、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図ること。
- ・ マネジメントを進めるにあたっては、目標を明確にし、教職員の心理的安全性を確保するとともに、教職員一人ひとりの良さが発揮できるよう、経歴・背景の多様性を考慮すること。

(関連する校内組織体制)

⇒○学校教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実

- 学力向上に向けた組織的な取り組み
- 不登校、ヤングケアラーやいじめ・暴力行為等への対応
- 子どもたちの生命、身体を守るための相談体制
- 災害、感染症等への対応

【取組み項目】

(1) 機能的な学校運営

- ・ 教職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、組織的・協働的に取り組むように努めること。
- ・ 機能的な学校運営を進めるために、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。

(2) 学校評価の充実

- ・ 学校運営の改善に当たっては、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価を行うとともに、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かすよう努めること。

- ・ 児童・生徒の実態等をふまえた実効性の高い計画に基づく教育実践を行うために、PDCAサイクルに基づいた学校経営を推進すること。
- ・ 学校評価の実施に当たっては、評価項目を見直したり、ICTを活用し効率化を図るなど、その実効性を高めるよう努めること。
- ・ 評価結果等については、学校のWebページでの公表等、保護者等に対して周知を図ること。

(3) 法定表簿等の適正な記載

- ・ 法定表簿等(指導要録抄本、調査書を含む)に関する事務及び証明書交付事務を適切に行うこと。
- ・ 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、児童・生徒の名前等は原則として指導要録に基づき記載すること。

20

不祥事の防止

公立学校の教職員は、公教育の場であって、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて取り組むことが必要である。

- ・ 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止ガイドブック」や過去事例、その他の関係資料等を活用し、校内研修において教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けるなど、一層の服務規律の確保を図ること。
- ・ 同僚性の高い職場・ストレスのない職場づくりや、教職員一人ひとりの意識改革・自覚と責任感の醸成、相談体制の充実などにより、学校全体として不祥事防止に取り組むこと。
- ・ 特に、教育職員等による児童生徒性暴力等については、法律や国・府・市の指針に基づき防止に向けた取組みを行うこと。校内での盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行い、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にすること。
- ・ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに市教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- ・ 児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話やSNS等の送信、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

【取組み項目】

(1) 児童・生徒に対する性暴力等について

- ・ 児童・生徒を守り育てる立場にある教職員は、公務員として、児童・生徒への性暴力等は絶対に行ってはならない。児童・生徒へわいせつな行為を行った場合、同意の有無、被害児童・生徒が自校か他校の所属であるかを問わず、原則懲戒免職となることを周知すること。
- ・ たとえ、わいせつな行為に至らなくても、性的な言動（わいせつな発言、不要な身体接触等）やSNS等による私的なやり取りを行った場合は、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われることがあることを周知すること。
- ・ その際、やむを得ない場合を除き、私的端末の使用を禁止し、公的に配備したスマートフォンを適切に活用することで、児童生徒、保護者等から疑いを持たれないよう、厳正に対応すること。

(2) 飲酒運転について

- ・ 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。
- ・ 飲酒運転を行った教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給とされる旨を周知すること。
- ・ 飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- ・ なお、令和6年11月から道路交通法改正に伴い、自転車による飲酒運転及びながら運転等が厳罰化されたことから、併せてその旨周知を行うこと。

(3) 服務監督について

- ・ 教職員に、条例、規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育に携わる公務員として、保護者・地域から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。
- ・ 休暇等の承認に当たっては、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義をふまえるとともに、適正な事務手続きをとるよう指導すること。特に短期介護休暇、子の看護等休暇、勤務時間の割振り、週休日の振替等についても適正な運用を行うこと。また、病気休暇については、関係通知等を参考に、より一層厳正な運用を行うこと。
- ・ 部活動指導等に従事した場合の教員特殊業務手当の支給に当たっては、支給要件をふまえ、適正な運用を行うこと。
- ・ 職務専念義務に違反した者、休暇等を不正に取得した者及び教員特殊業務手当を不正に受給した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(4) 通勤について

- ・ 職員の自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、適正な認定事務を行うこと。
- ・ 通勤届出以外の通勤方法による通勤については、通勤手当の不正受給にあたる場合もあることから、厳に慎むこと。
- ・ 通勤手当が支給されている職員に対する事後確認については、関係通知を参考にし、適正な確認を行うこと。

《参考（市資料）》

「教科書採択における公正確保の徹底等について」（毎年）

「教職員の綱紀の保持について（通知）」（令和7年7月）

「通勤手当不正受給防止の徹底について」（令和3年9月）

「通勤手当の事後の確認について」（令和5年9月改正）

「児童・生徒に対する性暴力等の禁止の徹底について（通知）」（令和6年8月）

「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通知）」（令和7年10月）

「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和6年4月）

「通勤認定の取扱いについて」（令和6年3月）

「病気休暇の承認手続きの見直しについて」（令和6年10月）

- ・ 通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(5) 兼職・兼業について

- ・ 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。
- ・ 例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。
- ・ 兼職・兼業に定める法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(6) 教職員の服務規律の確保について

- ・ 教職員の服務規律の確保については平素から指導の徹底を図るとともに、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、市教育委員会に報告すること。

(7) 適正な旅費申請について

- ・ 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、適法な旅行命令により行われた出張に要した交通費、車賃、宿泊料等について当該出張をした職員に支給するものであり、交通手段等の虚偽申請による旅費の不正受給においては厳に慎むこと。
- ・ 旅費の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

21 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、その防止・根絶に向けて実態把握や相談体制の充実等組織的に取り組む必要がある。

- ・ 防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。
- ・ 児童・生徒を精神的に追い詰めることにつながる必要のない注意や過度の叱責を繰り返さないこと。
- ・ 児童・生徒や保護者に、確実に校内及び校外の相談窓口の情報が伝わるよう工夫すること。
- ・ 体罰やセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等が生じた際には、被害児童・生徒の救済と心のケアを最優先し、速やかに市教育委員会及び関係機関と連携を図り、組織的かつ厳正に対応すること。

【取り組み項目】

(1) 体罰防止の取り組み

- ・ 児童・生徒に体罰を加えることは、児童・生徒の人権を侵害する行為であり、教員としての指導力の不足を表していることを十分に認識させること。
- ・ 体罰は、学校教育法第11条において禁止されているだけでなく、傷害、暴行等の刑法犯罪であり絶対に許されないことであることを認識させること。
- ・ 各校において、児童・生徒理解に基づく指導のあり方等について理解を深めるための研修を実施する等し、児童・生徒の問題行動に対して体罰に頼らない適切な指導に努めること。
- ・ 指導が困難な児童・生徒の指導を特定の教員だけに任せきりにしないようチームによる支援体制を構築すること。
- ・ 先入観や憶測による指導、また自分本位の指導観や画一的な指導に陥ることなく、他の教職員と連携して指導にあたること。
- ・ 指導等を行う際には、できるだけ密室となるような場所を避けるとともに、可能な限り複数の教員で行うよう努めること。

(2) セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為等性暴力行為の防止の取り組み

- ・ 関係法令等の施行をふまえ、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害であり性暴力であること、また、相手がセクシュアル・ハラスメントを受けたと捉えた時点でセクシュアル・ハラスメントになることを教職員により一層認識させること。
- ・ 教職員と児童・生徒との関係においては、対等ではなく指導する立場であり、その影響力は強いものであることを自覚し、児童・生徒とのメールやSNS等の使用、または直接2人きりで会うなど、指導に関係のない私的なやりとりは行わないこと。
- ・ 「性的指向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたり、不必要な身体接触をしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであることを教職員に十分認識させるとともに、教育活動における自らの行動を常に振り返らせること。
また、児童・生徒間で「性的指向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたりすることなどがあるときは、適切に指導すること。

- 定期健康診断等の実施に当たっては、「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価・点検を行うこと。とりわけ、障がいのある児童・生徒においては、指導や介助方法における留意点の再点検を行うこと。
- セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為が生じた場合には、二次被害を起ささないよう配慮しながら事実確認を丁寧に行い、被害者の立場に立った事象の解決を図ること。また、背景・要因を分析し、校内研修や組織体制の見直し等、再発防止につなげること。併せて、児童・生徒に対しては、「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省）の資料等を活用するなどにより、自身の身体や心を大切にする教育を充実させること。
- 教職員と児童・生徒との不適切な交際については、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨周知すること。

22 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメント行為は、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

- ・ 職場におけるハラスメントの防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図ること。
- ・ 校内の相談体制の整備に努め、教職員の相談窓口の周知を図ること。また、窓口の担当者を中心に、普段から話しやすい体制を整えること。
- ・ ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に努めること。
- ・ 管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。
- ・ 万一事象が生じた場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。

【取組み項目】

(1) ハラスメントの未然防止

- ・ 管理職は、自らの職務上の権限を認識し、ハラスメントに対する正しい認識を十分にもち、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、指導や助言に当たっても誤解や行き違いを生まないように留意すること。
- ・ 教職員一人ひとりが、校内研修等を通じて、ハラスメントの防止に対する理解を深めること。
- ・ ハラスメントは信用失墜行為、全体の行為者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分が付されることがあることを認識しておくこと。
- ・ 職場の人間関係がそのまま維持される職場以外の場所（出張先、通勤、出張途上の車内、職場の延長と考えられるような宴会等）での行為もハラスメントに含まれることを十分理解させること。

(2) 良好な勤務環境の維持

- ・ ハラスメントの問題を当事者間の個人的な問題として終わらせないこと。
- ・ 管理職は、ハラスメントとみられる言動を見かけたときは、職場の構成員として注意を促すよう教職員に周知すること。

- ・ 管理職は、被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じるよう教職員に周知すること。
- ・ 管理職は、教職員が関係する事案に対し、保護者や外部等からの言動で行き過ぎた苦情等があった場合には、「行き過ぎた苦情等への対応 基本方針」、「保護者等連携のてびき」等を参考に組織として対応すること。また、必要に応じて市教育委員会、専門家等と連携するなどし、迅速かつ適切に教職員の救済を図ること。

(3) 校内相談窓口の周知と適切な対応

- ・ 相談員には、管理職以外の教職員を入れるとともに年齢や性別に偏りがないようにすること。また、相談員へ聴き取りをする場合は相談者と同姓の教職員が同席するなど、相談者が相談しやすい環境をつくること。
- ・ 管理職は校内のハラスメント相談窓口の相談体制等を充実させなど窓口が機能するように努めること。
- ・ 管理職はハラスメントの防止及び対応に関する指針や取組みについて定期的に周知、継続的に啓発すること。

23 「指導が不適切である」教員への対応

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために校長と市教育委員会が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

- ・ 校長は授業観察あるいは児童・生徒等や保護者からの意見・苦情等により「指導が不適切である」と思われる教員の的確な状況把握を行い、教員に対する適切な指導・助言、校外研修へ参加させる等、適切に対応すること。
- ・ 新規採用教職員については、丁寧な指導・育成を図るとともに、そのうえでなお、対応が不適切である教職員に対しては、条件付採用の趣旨をふまえ厳格に対応すること。

《参考（市資料）》

22. 職場におけるハラスメントの防止 関連

「教職員間の職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和7年4月）

「学校・家庭・地域をつなぐ 保護者等連携のてびき（解説・研究編）」（令和7年4月）

「行き過ぎた苦情等への対応 基本方針」（平成23年2月）

「不祥事防止ガイドブック」の作成及び「不祥事防止に向けたワークシート集」の改訂について
（令和7年4月）

23. 「指導が不適切である」教員への対応 関連

「教員の資質向上をめざしてー『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引きー」（令和5年10月）

第6章 学びを支える環境整備

南海トラフ地震等の自然災害への備えや事故等の未然防止の観点から、学校の実態に応じて、子どもたちの命を守るための安全確保や安全管理を行う必要がある。特に、大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、学校が地域住民の避難先となることもあるため、日頃から地域と連携し、学校の体制を整えておくことが重要である。

また、学校管理下における事故を未然に防ぐため、子どもたち自らが日常生活全般におけるさまざまな危険に気づき、適切に判断し、安全に行動できる資質・能力を育成する必要がある。

なお、令和8年4月から自転車に交通反則通告制度が16歳以上に適用されることから、児童生徒自身の安全に対する意識を高め、自ら交通ルールやマナーを遵守する態度を育成する必要がある。

- ・ 地域や学校の実情をふまえて作成する危機管理マニュアル等については、避難訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓等を基に、常に見直し、改善を行うこと。
- ・ 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化、運転中の携帯電話使用（ながら運転）の禁止が法定化されたことや、令和8年4月から適用される交通反則通告制度をふまえ、警察等と連携し、自転車利用に関する交通安全の指導の徹底を図ること。

【取組み項目】

（1）学校安全計画の策定

- ・ 「学校保健安全法」に基づき学校安全計画を策定すること。
- ・ 策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組み状況等をふまえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から、具体的な実施計画とすること。
- ・ 学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。
- ・ 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する。とともに、自らが支援者となる観点をふまえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。
- ・ 避難経路上や防火扉・防火シャッターの前

等に物が置かれていないかなどの確認を定期的実施すること。

（2）安全確保・安全管理の徹底

- ・ 子どもの命が脅かされる事象が生起していることをふまえ、学校内外において授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。
- ・ 各学校において作成された学校安全計画に基づく、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるようにすること。

（3）学校事故対応の徹底

- ・ 学校事故等の未然防止のために、各校において定める安全点検を定期的に行うこと。
- ・ 学校管理下において事故等が発生した場合には、児童・生徒の安全の確保を最優先に、危機管理マニュアル等に基づき、迅速かつ適切な対応を行うとともに、事後においては、

発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証・見直しを行い、再発防止の対策を講じること。

(4) 緊急事態への対応

- ・ 万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校独自の危機管理マニュアルを作成するとともに、アクションカード等を活用するなどの工夫をしながら、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を整えること。また、実効性のあるマニュアルとなるよう、適宜点検・見直しを行うこと。
- ・ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

(5) 地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理

- ・ 学校内外を問わず、子どもの安全を確保するため、学校の安全管理体制の充実をはじめ、保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった児童・生徒の安全確保のための方策を講じること。とりわけ、児童の登下校時については、平成30年6月に関係閣僚会議において取りまとめられた「登下校防犯プラン」の趣旨をふまえ、学校・家庭・地域住民・警察・自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた対策を講じること。
- ・ 登下校時における児童・生徒の携帯電話等の所持は非常時の連絡や所在の把握等安全等の観点から有効性が認められるため、その取扱いについて配慮するよう努めること。その際、「河内長野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」をふまえ、保護者との連携を図り、教育活動に支障

が出ないように進めること。

(6) 安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化

- ・ 児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う安全教育の一層の推進を図ること。特に、児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むようにすること。その際、府教育委員会が作成した資料や市内のSPS(セーフティ・プロモーション・スクール)認証校の取組み等を参考に活用するなど、取組みの充実に努めること。
- ・ 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。
- ・ 児童・生徒・保護者に対し、大阪府自転車条例において、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられていることを周知するとともに、PTAと連携するなどし、全児童・生徒の保険加入を促進すること。
- ・ 道路交通法の一部改正に伴い、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務であること、運転中の携帯電話使用(ながら運転)の禁止が法定化し、罰則が強化され、令和8年春には、自転車の交通反則通告制度が16歳以上に適用されることを、児童・生徒・保護者に周知するとともに、ヘルメット着用の必要性について、理解促進に努めること。
- ・ 警察と連携した交通安全教室を開催するなど、交通安全教育の徹底に努めること。
- ・ 送迎バスにおける置き去り事象が生起していることをふまえ、学校において、児童・生徒の通学や校外学習等で自動車やバス等を運用する際、「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」のマニュアルを参考とするとともに、国の動向や通知をふまえた安全管理の徹底に努めること。

《参考（市資料）》

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について（令和3年6月）

「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（令和6年3月）

別冊 3

報告第 5 号関係

令和 7 年度河内長野市一般会計補正予算について

【教育委員会関係抜粋】

河内長野市教育委員会事務局

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		11,046,225	105,897	11,152,122
	2 国庫補助金	3,508,170	105,897	3,614,067
19 繰入金		2,016,415	12,542	2,028,957
	2 基金繰入金	1,953,710	12,542	1,966,252
22 市債		2,879,600	1,113,500	3,993,100
	1 市債	2,879,600	1,113,500	3,993,100
歳入合計		47,801,811	1,231,939	49,033,750

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		22,823,121	20,157	22,843,278
	2 児 童 福 祉 費	7,914,052	20,157	7,934,209
10 教 育 費		5,089,558	1,211,782	6,301,340
	2 小 学 校 費	1,044,861	200,164	1,245,025
	3 中 学 校 費	462,683	1,011,618	1,474,301
歳 出 合 計		47,801,811	1,231,939	49,033,750

第2表 繰越明許費補正

繰越明許費の追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	美加の台放課後児童会整備事業	20,157
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	48,100
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改造事業(トイレ整備)	200,164
10 教育費	3 中学校費	中学校大規模改造事業(トイレ整備)	97,518
10 教育費	3 中学校費	美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備事業	914,100

第3表 地方債補正

地方債の追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
	(千円)				(年以内)			
放課後児童会整備事業	18,200	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては 、当該見 直し後の利 率)	政府 地方公共団 体金融機構 銀行 その他	30	5	元利均等 又は 元金均等 年賦 又は 半年賦償還	市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる
中学校整備事業	79,600							
美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備事業	846,800							

地方債の変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
河川等整備事業	254,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては 、当該見 直し後の利 率)	政府、地方公共団体金融機構、銀行又はその他、償還期限30年以内(内据置5年以内)、元利均等又は元金均等、年賦又は半年賦償還	補正前に同じ	補正前に同じ	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては 、当該見 直し後の利 率)	補正前に同じ
小学校整備事業	200,700				369,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	11,867,550	0	11,867,550
2 地 方 譲 与 税	267,500	0	267,500
3 利 子 割 交 付 金	65,000	0	65,000
4 配 当 割 交 付 金	153,600	0	153,600
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	181,000	0	181,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	217,900	0	217,900
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,422,500	0	2,422,500
8 ゴルフ場利用税交付金	21,300	0	21,300
9 環 境 性 能 割 交 付 金	71,100	0	71,100
10 地 方 特 例 交 付 金	75,301	0	75,301
11 地 方 交 付 税	9,536,105	0	9,536,105
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,700	0	12,700
13 分 担 金 及 び 負 担 金	228,285	0	228,285
14 使 用 料 及 び 手 数 料	677,765	0	677,765
15 国 庫 支 出 金	11,046,225	105,897	11,152,122
16 府 支 出 金	3,969,047	0	3,969,047
17 財 産 収 入	285,864	0	285,864
18 寄 附 金	1,010,000	0	1,010,000
19 繰 入 金	2,016,415	12,542	2,028,957
20 繰 越 金	206,273	0	206,273
21 諸 収 入	590,781	0	590,781
22 市 債	2,879,600	1,113,500	3,993,100
歳 入 合 計	47,801,811	1,231,939	49,033,750

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	297,827	0	297,827
2 総務費	7,447,871	0	7,447,871
3 民生費	22,823,121	20,157	22,843,278
4 衛生費	3,444,944	0	3,444,944
5 労働費	18,901	0	18,901
6 農林業費	553,217	0	553,217
7 商工費	394,742	0	394,742
8 土木費	3,229,975	0	3,229,975
9 消防費	1,575,386	0	1,575,386
10 教育費	5,089,558	1,211,782	6,301,340
11 災害復旧費	103,000	0	103,000
12 公債費	2,773,269	0	2,773,269
13 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	47,801,811	1,231,939	49,033,750

(単位：千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特 国府支出金	定 地方債	源 その他	
	18,200		1,957
105,897	1,095,300		10,585
105,897	1,113,500		12,542

2 歳入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
7 教育費国庫補助金	259,431	105,897	365,328
項計	3,508,170	105,897	3,614,067

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	386,324	12,542	398,866
項計	1,953,710	12,542	1,966,252

(款) 22 市債 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
2 民生債	57,600	18,200	75,800
8 教育債	1,563,400	1,095,300	2,658,700
項計	2,879,600	1,113,500	3,993,100

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 学校費補助金	105,897	学校施設環境改善交付金(1/2・1/3)	105,897

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	12,542	財政調整基金とりぐずし金	12,542

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 児童福祉債	18,200	放課後児童会整備事業債	18,200
1 小学校債	168,900	小学校大規模改造事業債	168,900
4 中学校債	926,400	中学校大規模改造事業債	926,400

3 歳 出

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 3 放課後児童会費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
544,572	20,157	564,729	12委託料	20,157
目計				
項計 7,914,052	20,157	7,934,209		

事 業 別 区 分		支 出 内 訳		財 源 内 訳	
1 放課後児童会運営事業 (こどもまんな課)	20,157	12委託料 測量設計等委託料	20,157 20,157	地方債 一般財源	18,200 1,957
				地方債 一般財源	18,200 1,957
				地方債 一般財源	18,200 1,957

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 3 小学校建設費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
199,004	200,164	399,168	12委託料 14工事請負費	6,234 193,930
目計				
項計 1,044,861	200,164	1,245,025		

事 業 別 区 分		支 出 内 訳		財 源 内 訳	
1 学校施設・設備整備事業 (教育総務課)	200,164	12委託料 測量設計等委託料 14工事請負費 小学校施設設備改善工事	6,234 6,234 193,930 193,930	国府支出金 地方債 一般財源	31,004 168,900 260
				国府支出金 地方債 一般財源	31,004 168,900 260
				国府支出金 地方債 一般財源	31,004 168,900 260

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費 (目) 3 中学校建設費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
12,100	1,011,618	1,023,718	12委託料 14工事請負費	53,617 958,001
目計				
項計 462,683	1,011,618	1,474,301		

事 業 別 区 分		支 出 内 訳		財 源 内 訳	
1 学校施設・設備整備事業 (教育総務課)	1,011,618	12委託料 測量設計等委託料 14工事請負費 中学校施設設備改善工事	53,617 53,617 958,001 958,001	国府支出金 地方債 一般財源	74,893 926,400 10,325
				国府支出金 地方債 一般財源	74,893 926,400 10,325
				国府支出金 地方債 一般財源	74,893 926,400 10,325

3 月 定 例 市 議 会

補正予算の概要

【教育委員会抜粋】

1. 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

会 計 名	補正 号数	補 正 前	補 正 額	財 源 内 訳				計
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
一 般 会 計	10号	47,801,811	1,231,939	105,897	1,113,500	0	12,542	49,033,750

2. 繰越明許費の補正

一般会計

繰越明許費の追加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
教育費	小学校費	小学校大規模改造事業(トイレ整備)	200,164
補正理由	千代田小学校及び高向小学校のトイレ整備について、国の補正予算に伴う国庫補助金を活用して予算計上を行うが、事業の実施に相当の期間を要するため。		

款	項	事 業 名	金 額
教育費	中学校費	中学校大規模改造事業(トイレ整備)	97,518
補正理由	西中学校のトイレ整備について、国の補正予算に伴う国庫補助金を活用して予算計上を行うが、事業の実施に相当の期間を要するため。		

款	項	事 業 名	金 額
教育費	中学校費	美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備事業	914,100
補正理由	美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備について、国の補正予算に伴う国庫補助金を活用して予算計上を行うが、事業の実施に相当の期間を要するため。		

3. 地方債の補正

一般会計

地方債の追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	増 減
中学校整備事業	0	79,600	79,600

起 債 の 目 的	補正前	補正後	増 減
美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備事業	0	846,800	846,800

地方債の限度額の変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	増 減
小学校整備事業	200,700	369,600	168,900

一般会計

(a)歳出予算補正	1,211,782 千円	収支差	0 千円
-----------	--------------	-----	------

(款)10. 教育費 (項)2. 小学校費 (目)3. 小学校建設費	200,164 千円
------------------------------------	------------

(教育総務課)

【学校施設・設備整備事業】

委託料 測量設計等委託料	補正前	0 千円	6,234 千円
工事請負費 小学校施設設備改善工事	補正前	199,000 千円	193,930 千円

★〔補正理由〕★

千代田小学校及び高向小学校のトイレ整備について、国の補正予算に伴う国庫補助金を活用して事業を実施するため。

《財源 国庫支出金》

学校費補助金 学校施設環境改善交付金(1/2・1/3)	31,004 千円
-----------------------------	-----------

《財源 市債》

小学校債 小学校大規模改造事業債	168,900 千円
------------------	------------

(款)10. 教育費 (項)3. 中学校費 (目)3. 中学校建設費	1,011,618 千円
------------------------------------	--------------

(教育総務課)

【学校施設・設備整備事業】

委託料 測量設計等委託料	補正前	12,100 千円	53,617 千円
工事請負費 中学校施設設備改善工事	補正前	0 千円	958,001 千円

★〔補正理由〕★

西中学校のトイレ整備及び美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備について、国の補正予算に伴う国庫補助金を活用して事業を実施するため。

《財源 国庫支出金》

学校費補助金 学校施設環境改善交付金(1/2・1/3)	74,893 千円
-----------------------------	-----------

《財源 市債》

中学校債 中学校大規模改造事業債	926,400 千円
------------------	------------

(b)歳入予算補正	1,211,782 千円
-----------	--------------

(款)15. 国庫支出金 (項)2. 国庫補助金 (目)7. 教育費国庫補助金	105,897 千円
---	------------

学校費補助金 学校施設環境改善交付金(1/2・1/3)	補正前	0 千円	105,897 千円
-----------------------------	-----	------	------------

(款)19. 繰入金 (項)2. 基金繰入金 (目)1. 財政調整基金繰入金	10,585 千円
--	-----------

財政調整基金繰入金 財政調整基金とりぐずし金	補正前	386,324 千円	10,585 千円
------------------------	-----	------------	-----------

(款)22. 市債 (項)1. 市債 (目)8. 教育債	1,095,300 千円
------------------------------	--------------

小学校債 小学校大規模改造事業債	補正前	200,700 千円	168,900 千円
------------------	-----	------------	------------

中学校債 中学校大規模改造事業債	補正前	0 千円	926,400 千円
------------------	-----	------	------------